

平成 2 8 年 1 2 月 1 2 日

産 業 厚 生 委 員 会

阿久根市議会

1. 日 時 平成28年12月12日（月） 10時00分開会
15時08分閉会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員 仮屋園一徳委員長、白石純一副委員長、中面幸人委員、
野畑直委員、濱崎國治委員、牟田学委員、山田勝委員

4. 欠席委員 岩崎健二委員

5. 事務局職員 議事係主査 大漣 昭裕

6. 説明員

- ・企画調整課
課長 早瀬 則浩 君 課長補佐 池田 英人 君
参事 小泉 智資 君
- ・税務課
課長 川畑 宏之 君 係長 大田 省吾 君
- ・生きがい対策課
課長 山元 正彦 君 課長補佐 牛濱 美紀 君
係長 新町 博行 君
- ・商工観光課
課長 堂之下 浩子 君 参事(兼) 小泉 智資 君
課長補佐 藺畑 雄二 君 課長補佐(兼) 宮本 裕二 君
- ・都市建設課
課長 富吉 良次 君 課長補佐 松田 高明 君
課長補佐 宮本 裕二 君 係長 大野 洋一 君
係長 下澤 克宏 君

7. 会議に付した事件

- ・議案第40号 番所丘公園の指定管理者の指定について
- ・議案第41号 阿久根大島公園の指定管理者の指定について
- ・議案第48号 阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
- ・議案第49号 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第50号 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・ 陳情第 9 号 脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する
 陳情
- ・ 所管事務調査
 地元企業の育成について
 道路・河川等の危険個所の整備について

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

仮屋園一徳委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

岩崎健二委員から委員会に欠席をする旨の連絡がありましたので、御報告いたします。

平成28年12月2日の本会議で本委員会に付託されました案件は、議案第40号、番所丘公園の指定管理者の指定について、議案第41号、阿久根大島公園の指定管理者の指定について、議案第48号、阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、議案第49号、阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第50号阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

また、現在、本委員会で継続審査となっております案件は、陳情第9号、脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情であります。

なお、本日の日程については、お手元に配付してあります日程表のとおり進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、本定例会で付託された議案に対する現地調査は所管課への質疑の後お諮りいたします。

それでは、執行部の出席をお願いします。

（都市建設課、企画調整課入室）

○議案第40号 番所丘公園の指定管理者の指定について

仮屋園一徳委員長

議案第40号、番所丘公園の指定管理者の指定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

富吉都市建設課長

おはようございます。

それでは、去る12月2日の本会議におきまして、当委員会に付託になりました議案第40号、番所丘公園の指定管理者の指定について御説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。今回提案します株式会社日本水泳振興会は、平成24年度から番所丘公園の指定管理者として指定をしている団体であり、今回、議決をいただきますと2回目の指定となります。今回の指定管理者の選定につきましては、指定管理者募集要項及び仕様書を定め、募集期間を9月26日から10月21日までとし、広報あくね、防災行政無線での放送及び市のホームページでの周知を行いました。その結果、応募は1社のみであり、候補者選定委員会で審査の後、決定されたものであります。株式会社日本水泳振興会は、平成24年度から番所丘公園の指定管理業務に従事し、平成25年度からは自主事業によりますグリーンフェスなどを開催し、多くの来園者を招いているところであります。また、平成18年度から平成28年度までの3期11年間、阿久根大島の指定管理者として受託しており、これまでの実績もあり指定管理者として今回提案するものであります。

以上で説明を終わりますが、御質問に対する答弁は課長、不足の場合は担当係長で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

今回1社ということでございますが、前回は何社かおって、それぞれ1社ごとのいろんな年間のイベント計画とかそういう内容なんかも提示されたような気がいたしますけれども、今回そういうのはないですが、いろいろ判断のしようもないんですけれども、そういうのは提出してもらえんですか。

松田課長補佐

今回についてはですね、今、課長の説明があった募集要項に定めたということの中でですね、前回の分についてはですね、申し込みが平成23年度だったんですが、申し込みの受付をされた業者が6業者であって、申請書の提出及び現地説明に参加した業者は3社あります。今年度については1社しか来なかったということなんですが、申請についてはこちらから今、話をしたように要項とかそういったものについての提出書類の中にですね、こういったものをそろえてくださいということで提示を、ホームページとかそういったので出した中で業者のほうがちやんと出しているということで、これについては選定委員会とかそういったものにも提出させていただいているところであります。

中面幸人委員

ホームページ等でそういうのが出ていれば、私なんかの勉強不足かなというふうに思いもしますが、例えば前回6社応募があった。今回は1社しかなかった。募集要項等を定めた、その辺あたりのところで集まらなかった理由があるんですかね。

松田課長補佐

受付をされたのが6社であって、申請が来たのが前回3社ということでですね、今回1社になった理由というのが12月2日の議会の時もですね、市長のほうで答弁をされたんじゃないかと思うんですが、今回グリーンフェスというのが、今までは自主事業としてたんですが、過去4年間する中で非常に実績的に上がってきているということでですね、今年度からはですね、計画の中に入れさせていただいたということでですね、自分たちとしてはハードルが上がったのかなというところがあってですね、それで申し込みが来なかったのかなというふうに感じているところではあります。

中面幸人委員

今、私たちの全然知らない中で補佐の説明がありましたけれども、やはり公募をするんであったらですよ、いろんな方が参加できるような公募でなければ、ある程度のイベントなんかを、以前のやつが好評だったからそれを取り入れてというのを、その辺あたりがちょっとネックになったのかなと気もしますが、その辺あたりは行政側としてはどうなんですかね。ある程度今までやってきた業者にですね、そういうやってきた実績をこうて、その辺あたりを公募の中に条件として入れれば、なかなかほかの方の公募なんかがしにくいんじゃないかと思うんですが、その辺あたりの検討はされましたか。

早瀬企画調整課長

指定管理者のほうにつきましては、企画調整課のほうでやっているんですが、これ、公募した後、以前手を挙げられたところとか照会等はありませんでしたが、多分に阿久根大島の場合には実績のなかでもちょっとありますように土日がしけたりとかした場合に、極端に収入も落ち込むというその辺のデメリットという部分が皆さんなかなか手を挙げにくかったのかなということで、実際にはお話は伺いましたが、最終的に申請が上がったのが1件ということであります。

〔中面幸人委員「今は番所丘の話ですよ」〕
すみません。

牟田学委員

確認ですけど、24年度から28年度までの金額は幾らだった、委託料は、合計で。こ
としが8千900万。

富吉都市建設課長

平成24年度から28年度の債務負担の行為によります金額は8,860万円というこ
とであります。

牟田学委員

再三、議会でも番所丘の管理についていろいろ何回も去年から出ているわけなんですよ
ね。ことしも第3回定例会で私も言いましたように、その管理についてですよ、結局草が
生えてる、花が少ない、そういう時の対処というかペナルティというか、そういうのは全
然ないの。

松田課長補佐

今、言われた管理について、自分たちもいろいろ話をされる中でですね、当然普段のと
きも行くようにはしてるんですが、そういった花の植栽の問題、あるいは草等の問題につ
いてですね、日頃から本人さんたちがいらっしゃらないときなんかも写真を撮ったりとか、
いるところで、指摘のあった分については特に注意して本人たちには指導させていただい
ている中で、やはり問題なのが花と花の間、この時期にですね、どれだけの除草作業とか
そういったものをするかというのが、年4回植栽についてはですね、5カ所ほどあるん
ですが、そこについての管理がやはり問題だということで、再三その辺りについても話をさ
せていただいています。その中でですね、やはり除草については自分たちでしたりとか、
あるいは委託料を払ってですね、対応していただいたりとかいうことがあるんですが、な
かなかそこは徹底されなかったというのも反省であるんですが、今年度についてはですね、
指定管理のほうの申請があった業者からですね、そういったことも反省の中でですね、委
託業者の中にですね、阿久根市内の業者が、専門業者が入ってきているということでは
ですね、その辺りについてはまた徹底していきたいという、お話をいただいているところでは
あります。

牟田学委員

結局、今回更新するとまた5年あるわけですよ。そういった中で市民からの苦情とか
いろいろあって、直らん場合にはですね、途中で契約を切るとかですね、ちょっとそうい
うところも行政としてもっていかんと、毎年毎年苦情があつてですね、直らんごとあれば
問題があると思いますよ。だからペナルティとして何回か指示をした場合で、それでもだ
めな場合は契約を打ち切るとかですよ、そういうのをやっぱり行政として考えていっても
らいたいなど。

仮屋園一徳委員長

要望でいいですか。ほかに。

野畑直委員

今、管理の話が出ましたけれども、私はグラウンドゴルフ場の認定コースの件について、
利用状況を教えてもらえませんか。

松田課長補佐

28年度はまだ途中なんですけど、27年度、26年度、25年度の実績で報告させてい
ただきたいと思います。25年度が、これ途中からだったもんですから、3,020名、

金額が26万7,840円。26年度決算で4,300人、38万7,020円。27年度が4,145名で34万7,380円ということであります。26年度から27年度は若干下がっているんですけど、このあたりについては天候の理由とかいろいろあると思うんですが、25年度から26年度は約50%ほどの利用率が上がってきたということだったんですが、27年度についてはちょっと若干下がってきているという実績になっております。

野畑直委員

実績についてですね、ちょっと下がる、横ばい状態だと思うんですけども、管理について、ここ認定コースということで、認定コースになるための必要な経費が要りましたよね。これは幾らだったですかね。わかりますか。

松田課長補佐

認定料については、5万円ということであります。

野畑直委員

私はですね、ここで練習というか行ったことがあるんですけども、利用状況がふえないということに関して、認定コースであって相当難しいところでもあって、なかなかそういうところもあるかなと思うんですが、芝の管理について、ただ芝を刈って、はいどうぞでは私はちょっと認定コースとしてもものすごく魅力のあるものにしていくためには、もうちょっと芝の管理をしないと、あの状況ではちょっと、あまり行きたくない、1回行ったらあまり行きたくないというような感じに受けるんですけど、芝の管理について、ただ芝を刈って肥料等の関係とかそういうのは市のほうとしては何かそういう注意することはあるんですか。

松田課長補佐

グラウンドゴルフの利用については施設の問題、あるいは利用者についてということで、利用料については議会のほうからですね、提案していただいて利用料を下げてという中でですね、グラウンドゴルフ協会の方々にも話をする中で、大会をもうちょっとこちらのほうで使用していただけないかという話もですね、何とかさせていただいている中でですね、非常に今年度についてはグランビューも閉鎖した中でですね、非常に少なくなっているのも含めてですね、お願いしてるんですけども、なかなか大会があれば1万円弱、ほかのところはまだそれより安いということですね、なかなか利用には上がってきていないんですが、そういったのについては、今回についてはいろいろ指定管理のほうとも話をする中で、やはりあそこをふやしていくには指定管理の努力というのもお願いしなければならないということでありまして、その中でですね、独自でやはりグラウンドの指定管理者のですね、いろいろ大会を計画されているということでそこについてふえていくんじゃないかというふうに考えているのとですね、今言われた芝の管理についてですね、修繕、維持管理についてはですね、エアレーションとかいうのもですね、見積もりをいただいてその辺りでの根本的なところの見直し、今、4年目に入ったということで、このあたりについてもですね、芝管理については計画をしていかなければならないということで都市計画係とも維持管理については話をさせていただいているところです。これはもちろん、芝についてはですね、グラウンドゴルフだけでなく中央広場とかお祭り広場とか、そういった芝についてはですね、一緒にそういったので見積もりをいただいたりとかですね、予算をつけて対応していく必要があるんじゃないかなというふうに考えているところです。

野畑直委員

グラウンドゴルフ場の場合と、お祭り広場というところの芝の管理については、私は多

少違っていいのかなと思うんですよ。今、エアレーションの話もされましたけれど、やはり芝は根腐れも起こすし、エアレーションして目土^{めつち}をして、そして肥料もやらないと、今の状況では、私は客がふえることはないと思いますよ。せっかく認定コースも取ってですよ、一つの目玉として、番所丘公園の一つの目玉として芝がよく生育して、でこぼこがなくなってくればそれはいいゴルフ場だと思いますよ、あそこは。しかし、集客もこれだけ横ばい状態、減ってくるようになれば、そういう魅力のあるグラウンドゴルフ場、またその広さ的にもそんなにないわけだから、今言われたようにお祭り広場とか多目的広場とか、ああいう広いところはなかなか管理も行き届かない面もあると思いますけれども、1千500万ぐらいかけたグラウンドゴルフ場ですよ、あんな状況で、ただつくって、ただ芝を刈って、その状況は見てそのとおりだと思うから、ここにはやっぱり力を入れないと、その辺の芝の生育についての、育てることについて市のほうももっと強く言っていないと、私はふえないと思うんですけどね。ただ、今、老人クラブと言っているいいんですかね、グラウンドゴルフ協会のほうにただやってくれやってくれじゃ、それは客がふえるということにはつながらないと思いますけど、その辺のことについて市のほうでどう考えているのかをちょっと教えてください。

松田課長補佐

今、芝の管理、確かに言われる中ですね、自分たちも今、指定管理のほうからのいろんな現場を見てくれという話がある中でですね、見に行って、今の、今年度についてはですね、自分たちがそういった専門業者にはですね、連絡を、こちらをお願いしている部分の業者にですね、見てもらってですね、いろいろアドバイスを受けているところの状況であります。その業者の方がいろいろこういったものをしたほうがいいという話をする中でですね、やはり指定管理を今度申請されたところについてはですね、その業者にですね、委託業者の中に入っていていただいて管理をされている計画がありますので、このあたりも含めてですね、自分達としても対応していきたいと。もちろん今、言われたように一般の中央広場とかああいった多目的とかいうところとグラウンドゴルフとは今言われたようにせっかくの認定コースだということですね、管理的には当然違うものが出てきて当たり前じゃないかなというふうに思っていますので、その辺りについてもですね、今後また詰めながらやっていきたいというふうに考えております。

野畑直委員

その点についてはですね、芝を見れば肥料分も足りないのもよくわかるし、根腐れを起こしてくる時期ですので、そのようにお願いします。

もう一点だけ、営業時間について、9時30分からの営業となっていたと思うんですが、どうですか。

松田課長補佐

営業時間については、夏場の時期と冬場の時期が違います。確かに今、御指摘のあったように冬場については早く日が沈むということで、その辺りについてはちょっと若干短い部分がありますので、そこについてはですね、またなんですが、そういった形で、こちらが開場記念大会とかいろいろ御指摘、話があるのがですね、大会をするのは非常に早く始められないということがあってですね、話があったんですが、指定管理者についてはいつもの状況ではないんですが、そういった大会があるときについてはですね、早く対応していきたいという話があるんですが、これも指定管理については施設管理のところですね、定めてありますので、このあたりについての協議をしていく必要があるということで考えているところであります。

仮屋園一徳委員長

確認のため営業時間をば、わかってたら、冬と夏の。

松田課長補佐

4月1日から9月30日まで、午前9時30分から午後6時まで。10月1日から翌年の3月31日までが9時30分から午後5時までということとなっております。

野畑直委員

問題はですね、この9時30分なんです。大体今、グラウンドゴルフをする人たちはですね、8時集合の8時半開会とかやってらっしゃいますけれども、もう7時頃には行てされるわけですよ、練習を。この9時半というのは到底、とてもじゃないけど考えられない。私も行った時はですね、9時ごろ行ったら9時半からですからそれまでしないでくださいというふうに言われて、この後ろのほうの6時と夕方の5時はですね、こっちよりも前なんです。日が沈むとかそういうんじゃないくて、できれば8時30分からでもしてもらような考え方というのが、もうほとんどいらっしゃいますよ、こんな9時30分からとてもじゃないけど年をとった人は考えられないという時間ですので、ここはもうちょっと変更してもらえように言ってください。これはだめですよ、これでは。言えないんですか。

松田課長補佐

大会とかそういったものについてはですね、大会じゃなくてもそういった利用についてはですね、指定管理のほうには話をさせていただく中で対応していただいているところなんです。今、毎日そういったもので対応ということになればですね、この指定管理についての都市公園条例の中で使用時間というのがうたてありますので、このあたりについてをですね、やはり変更する必要があるということで考えているところではあります。その中でもですね、許可を得たらできるような話もあるんですが、最終的にはずっと時間を変更ということであればですね、そういった条例等の改正が必要になってくるというふうに考えているところです。

野畑直委員

ちょっと今の説明が、私は理解できなかったところがありますから聞きますけれども、9時30分というのが決めてあったのですかね。公園の利用について9時30分からなんですか。

松田課長補佐

阿久根市番所丘公園管理規則というのがある中でですね、ここの中に第3条で、これはあくまでも有料公園施設の使用時間ということとなっております。これについてですね、先ほど言った4月1日から9月30日までが先ほどの時間で、10月1日から翌年3月31日までが5時までということとなっております。ただし、ここの中でですね、市長が必要と認めるときはこれを変更することができるということで、これに対して大会とかそういったものについてはですね、早めに対応して、連絡があればですね、指定管理のほうと対応してもらってるということであります。

野畑直委員

そういう市長の考え方で変更できるのであればですね、実情がそうなんだから、そこをちゃんと行って変更してもらおうようにするべきだと思いますよ。そうすることによって、利用率も上がってくると思いますので、ここのところはぜひそのように、営業時間については変更して、グラウンドゴルフ場はですね、そういう意見が多いわけだから、それは事実としてありますので、ぜひ、なるべく早くスタートできるようにお願いします。

仮屋園一徳委員長

ほかに委員から。

山田勝委員

番所丘公園の、何回か見に行くんですけどね、いつも思うのが、結局、阿久根市は施設設備に拡充をして、そして指定管理者に委託をする。果たして地元にどういう経済効果をもたらすのかと思ってるんですが、その付近はどんな話をしてるんですか、日本水泳振興会と。例えば去年もあったでしょ、人を頼むときに売店なんか、売店なんかほとんど阿久根市はいないよ。

松田課長補佐

今の売店というのはグリーンフェスのことですね。グリーンフェスについては、ことしで4年目だということで、今年度で出店がどれだけあったかというのも報告いただいているところなんですけど、これについては平成26年度から、最初の年なんですけど、4店舗出店があつて地元業者は1店舗、平成27年度が6店舗のうちの地元業者が1店舗、平成28年度、今年度なんですけど、11店舗に対して4店舗、地元業者の方が来ているということですね、このあたり、確かに今言われたように地元業者の方ということなんですけど、どうしてもこの時期にですね、観光課が実施しているはな・HANAがあるということですね、このあたりについてもお願いはしてあったということなんですけど、なかなか同じ日に三日間、四日間ということですね、出る店がなかなかお願いできなかったということも聞いていますので、その辺りについてはまた個別にお願いをして、最初の年は1業者出ていただいたということなんですけど、今回についてもですね、今年度について、28年度については4社出ていただいたということなんですけど、さらにできるだけ来年度以降についてはですね、観光連盟等をお願いをして、もちろんこれについてはですね、市としても一緒に協力させていただくと。それとはな・HANAフェスタの時に、今年度から実行委員会の中に自分たちの、水泳振興会、都市建設のほうも入らせていただいたということでもありますので、今度からもですね、そういったことでお願いはしやすくなってくるのかなというふうに思っているところです。

山田勝委員

私はね、番所丘公園は、あれは市民公園でしょ、基本的には。だから市民公園であるのにかかわらずですね、人を寄せることだけに主たる目標を持ってるからね。だからすごかったと思いますよ、あの日に集まってくれた方々はですね、すごい人数でしたよ。でもよく考えてみたら、ほとんどですね、お金を持って帰る人は阿久根市じゃなくて、あそこで阿久根市は施設設備を貸して、金をかけて、そして管理料も払ってですね、施設設備もして金をもうかる場所を提供しただけの話で、どうも私にしてみればですね、不思議なんです。それよりも、かね平生の公園の管理をね、ちゃんと気持ちよくしてくれたほうがね、市民公園としての目的が達すると思いますよ。入り口までの道路の草はぼうぼう生えてる。中の芝生の草は生えてる。あるいは生け垣のね、草も生えてるというようなことでは、むしろ市民公園としての性格よりも人を集めたということだけでですね、結果として人を集めた、あるいは業者が来て人は集まったわ、でも集まった、人間は集まっただけの話で、全部利益は持ってってもらようようではね、どうも目的を外しているなという気がしますよ。だからまず、市民公園の管理を徹底するということにね、主たる目的を置いてくれないと、そういう話をどうしてるの、日本水泳振興会と。

松田課長補佐

今、管理についてなんですけど、もちろん先ほども話をさせていただいたんですけど、自分

たちもいろんな公園を見に回るときに、特に番所丘は気になるもんですから、いろいろ公園からのほうもいろいろ修繕に対してとかいろんなので電話が来たりということで行くようにはしてるんですが、そういった管理についてはですね、やはり自分たちが気になってるところについてはですね、注意してこういう状況であるということもですね、写真を撮りながら花の時期とかですね、そういったのについてはですね、直接指導したりとかいうことはさせていただいてる中でですね、非常に管理についてですね、今言った除草については非常に問題があるということで話をさせていただいてるところであります。今言われたように、花いっぱいじゃないといけないということも当然ある公園でありますので、このあたりができないと当然、今言われたように公園に来園される方というのはですね、いろんな方からの分ですね、管理ができてないという指導も受けていますので、自分たちとしてもですね、そのあたりについては注意しながら指導させていただいているところなんですが、なかなかそこについては言われるようにですね、管理ができていない部分があったということも踏まえてですね、先ほども話させていただいたんですが、やはりそういった専門業者にですね、お願いするという話も聞いておりますので、このあたりについては徹底した管理をですね、お願いしたいというふうに考えているところであります。

山田勝委員

私はね、これを阿久根市のサイトからとったんですけどね、600点のうち453点ですね。その中で管理運営、経営方針は優れているか、42点。私はね、市民公園の指定管理する団体として、管理運営を行うに当たっての経営方針は優れていないと思いますよ。まず、公園をきれいにする、入り口をきれいにする、除草をよくする。いつ行っても、市民がいつ行っても気持ちのいいようなそういう公園をしてほしいですよ。むしろまちづくり公社ですか、市内の小さな公園をやっているのは。あの公園のほうがかきれいですもん。ということは、業者が利益を追求することだけに走っている。当たり前の話ですよ、わざわざ東京から、阿久根の出身の方がいらっしゃると言っても、わざわざ東京から来て施設を借りて人を集めて金をもうける。当たり前の話ですよ。それに主眼を置いているから、かね平生に入り口からの草をとる、きれいにするというののほうが遅れている。私はね、これは大変な問題だと思いますよ。だから、人が集まったからよかった、よかったという感覚はね、よくないですよ。かね平生きれいにする、あそこにイベントをやっ、人がどしこ集まったということよりも、むしろあの番所丘公園を市民の方がいつ行ってもいいように、いつ行ってもね、気持ちがよかったというような、そんなやっぱり公園にしてほしいですよ。前の公園は、本町の、中央公園はきれいですよ。中央公園と比較してみなさいよ。あそこはどこが管理してるの。

松田課長補佐

都市建設課です。

山田勝委員

どこに委託してるの。

松田課長補佐

今言われたように、美しいまちづくり公社です。

山田勝委員

あそこの公園はね、いつもきれいにしている。それはもう番所丘公園とすいぎ比較にならない。だから、あなた方が基本的にですね、番所丘公園の指定管理でどれだけあんたたちが頑張ったところかですね、人が集まったって、ほんなら阿久根市に、どんな利益を阿久根市にもたらしたって、ほとんど私、もたらしてないと思いますよ。阿久根市はいいよ

うに利用されて、いいように施設を利用されて、もうかるところをつくってあげただけという気がするんですよ。だから、今後の問題だけどね、そういうところにちゃんと目をやって、厳しくやらないとね、せっかくつくった、何億、何十億とかけた公園じゃないですか、あの公園は。たしか僕の記憶では原発交付金だったと思いますけどね。何十億つくったという、でしょ。それを結果として、東京から来た業者のね、お金を取る場所を提供したということだけではね、あまりにも悲しい。どれだけ言ってもこれはあんたたちが、だから問題はどういう交渉をしてるのかというんです。日本水泳振興会にきれいな背広を、僕がたまたま行ったときに来られたけど、ぱっとされた人が挨拶に来られて、そういう方々とね、どういう交渉をされてるの、どういう注文をつけられてる。やっぱり厳しい注文をつけないとしませんよ。今回についてはどんな話し合いをされて、どういう、何回されたんですかね。

松田課長補佐

回数的には何回ということは、ちょっと覚えてないんですが、当然、今言われたように相手からの連絡があったりとか、こちらがちょっと気になって見に行ったりとかいうことで、今言われたように一番、指定管理と話をさせていただくのは、やっぱり花の管理、草の管理のことですね、こちらとしては指導をさせていただいているところでもあります。そこについては、指定管理の責任者である方と話をしたりとか、あるいは、今年度についてはグループの中でグッドスタッフさんがされているということでグッドスタッフのほうの管理者であったりということですね、その方と話をさせていただいて、現場についてもそういった花の植栽、あるいは除草については話をさせて、こちらとしてはちゃんと管理をしていただかないといけないということで、28年度についても回数的には覚えてないんですが、幾度となくこちらから指導させていただいているところです。

山田勝委員

私は先ほどね、前は6業者ありました。6業者のうちちゃんとした書類を提出したのが3業者でしたということを説明されますけどね、私は今回出なかったのはですね、出してもだめだと思ったと思いますよ。特にまちづくり公社なんかはですね、あそこなんかは前やとった、自信があった、私は自信があったと思ってますよ。ところがそれを日本水泳振興会に、私はなんで日本水泳振興会になおったかといったら、ああいうふうにイベントをやって人を集めることが上手だろうなということでやったと思いますよ、役所の委員会の方々は。しかし、それは、私は主たる目的ではないと思っている。やっぱり公園をきれいにする、そういうね、中にどれだけ私たちがやっても、もうあの時に日本水泳振興会にやったんだから、もううんどんは勝たんたっでや、役所の中がそうだからという気持ちだったと思います。だから今後の問題としてはね、やっぱりそれだけは厳しくチェックし、もちろん私たちも行ってみてですね、ちゃんとした管理をせん限りね、途中で変更しますよというぐらい言ってほしいと思います。以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

濱崎國治委員

先ほど花いっぱいということでいろいろお話がありましたが、この指定管理の募集の条件として花壇は花いっぱい、四季折々、4回という意味になるんでしょうか。それともどういう考えで募集要項はつくってあるんですかね。

松田課長補佐

花いっぱいというのは番所丘公園のコンセプトであるということの中で、今までその中

です、四季折々のを年4回植栽するということで出していただいております。これについては、大きく公園的にはですね、中央広場が中心であります。それと北側駐車場からの通路のところとかですね、ます花壇とかいうところで5カ所程度、花を植栽するということでありますので、そこについていろんな花をですね、毎年こういった花が、長持ちする花であったりとかですね、四季折々の部分での植栽をするということで計画書には出てますし、年間通した時にそういった植栽もされているということでもあります。

濱崎國治委員

今、花いっぱいということで、年4回、これは中央花壇を含め、通路の花壇も含め年4回という意味でしょうか。

松田課長補佐

そういうことであります。

濱崎國治委員

特にですね、中央花壇の部分は目立つんですけども、これは今後の課題ですけども、年4回、果たして花が、花いっぱいされているのかなというのは、ちょっと疑問を感じました。というのは、冬咲いた花を春まで持たせる品種があるんですね、品種とか種類が。どうもそういうのをやられたんじゃないかなということで、私はちょっと感じたんですけども、花いっぱいすれば年4回といえば確かに厳しいんですね。冬に咲く花をすれば春にはもうちょっと間に合わずに、初夏でないとだめだということもあってですね、その辺も、花いっぱいというので年に4回にはこだわる必要はないんじゃないかなというのを感じます。そういう意味ではですね、ほんとにこの花というのは難しいというふうに思いますけれども、それともう一つ、日本水泳振興会を当初指定されたのの一つに樹木医ということですね、木の医者に来て管理に加わるんだという話があったんですが、この樹木医の状況というのは把握していらっしゃいますか。

松田課長補佐

前回の24年度の時ということですね。

濱崎國治委員

それがですね、特徴的だったんですね。木の管理をする樹木医がいるのでそれを派遣したいというですね、それによってというのがあって、そういうことだったら花だけではなくて、いわゆる樹木もですね、いっぱいありますので、その辺の管理でこれは相当いい条件だなというのを感じたものですから、その辺はどうなのかなというのをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

富吉都市建設課長

大変申しわけありません。そこら辺の部分はちょっと把握してません、申しわけありません。

濱崎國治委員

そういうですね、専門的な方がいらっしゃる組織だったらですね、ぜひそういうのを大いに活用してですね、あの公園というのをますますですね、この地域一帯というよりも北薩地域でですね、非常にあそこはいい公園だなというですね、そういうことが普及するようにですね、ぜひお願いしたいと思います。

松田課長補佐

先ほどの樹木医のことなんですが、自分たちも樹木についてですね、いろんな状況を見てくれと、枯れている状況もあるとかいう話で、昨年度が台風でですね、結構ヤマモモというのが根からですね、抜根されたような状態であってですね、その辺りも補助金でやっ

たんですが、そういった樹木についてはですね、我々がお願いしている市内の業者の方に見てもらったりとかいうことで立ち会いをさせていただく中でですね、御指導をいただいたりとか剪定をお願いしたりとかいうことでですね、やっている状況であります、今、課長が言われたように、そこについてはまたちょっと調べさせていただいて、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますので。

濱崎國治委員

そういうことだったらですね、今後ひとつそういうのも検討して過去ですね、指宿のフラワerparkかごしまの技術指導の方に来ていただいて、指導を受けた時期があるんですね。そういうところも、あそこは指定管理をお願いしているといっても、もともと市の所有でありますので、そういうところのですね、意見等も聞きながらやっぱり運営されたらどうかなというのは感じました。以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

牟田学委員

今、課長補佐がですよ、樹木医の件で言いましたけれども、市内の業者に指導を仰いで切ってもらったりっていう、そのお金はどうしてるの。切ってもらったお金。

松田課長補佐

見てもらう、指導していただくのについては、お金は発生しないんですが、根からの抜根であったりとか剪定であったりとかいうことであればですね、そこについては状況次第でこちらで対応するか水泳振興会さんで対応するかというのは協議をする必要があると思うんですが、多額の金額になればやはり予算的につけないといけないということで、そのあたりについては今年度について対応できないとか、来年度予算をお願いしたりとかいうことで、これは全ての公園もなんですが、基本的に今年度、予算があまりなかったものから、市民の方々から剪定をしてくださいとか伐採してくれとかいう要望があったときについてはですね、まず見積もりをお願いして状況を、話をして、剪定で済むのか、伐採で済むかというのをまず意見をいただいて、見積もりをいただいてから対応させていただいているということで、これは番所丘に限ったことではありません、公園全てです。

牟田学委員

今からの契約になるわけですが、その契約書の中に結局、あまりにも不適格といった場合に契約解除をするという条項は入れてないの。

早瀬企画調整課長

契約解除の条項については記載してございます。ただし、さっきから言われてます花いっぱいの花壇の整備と市民公園であるというその辺につきまして、先日のプレゼンテーションの中で委員からの質問について向こうの答弁があります。ちょっとここだけ紹介させていただきます。「花いっぱいの花壇の整備ということですが、番所丘公園は丘ということで標高がやや高いところにあるために強風が吹くなど花の手入れが非常に難しく、そのために、これまでの手入れについては勉強されてきていると思いますが、土づくりや品種の選択などの課題もあると思います。その点の対応についてはしっかりしていただきたいんですが、花が好きな方も多くいる中で、例えば学校単位やグループ単位での花壇コンクールの実施などを考えていないですか」という委員からの質問に対しまして、応募者のほうからは「番所丘公園は市民の公園という位置づけにあると思いますので、今後、5年10年と先を見据えて、地域一体となって公園づくりを進めていくことが重要であると考えています」というような答弁をいただいています。ですから、当然ながらそれを受けて関係課に

については指導といいますか、相手もそういうふうに重要と考えておりますので、一応、指定管理者のプレゼンではそういうお話になっております。

牟田学委員

今、言われましたけれども、どうも管理についてはですね、毎年毎年苦情が来るわけですよね。そういった中で約9千万、8千900万ですけど、1年で1,780万、そうした場合に、今、長島町がフラワーロードとしてですよ、きのう、おとといも行った時に10名ぐらいで草を取ってるんですよね、周りを、ずっと道路を。僕はそっちのほうがいいのかなと今、思うんですよ。要は1,780万あればどれだけ市民を雇用できるか、毎日毎日草をむしったり手入れをしたりしたほうがかえっていいのかなて思ったりもしますよ。その集客に関してはないですけどね。でも市民公園としてつくっていくのであればこっちのほうがいいのかなと思ったりもします。今、課長が契約解除の条項は載ってるということですよ、契約書の中にな。ありますか。

松田課長補佐

契約解除についてなんですが、いろいろ申請を、応募資格の中に該当しない方、これに該当する方はだめですよとかいうのがある中で、今当然、納税とか滞納のない方とか暴力団関係者じゃないとか、過去に指定管理を受けた、指定の取り消しを受けたとか、何項目と、9項目ほどあるんですが、それに該当する方についてはとかいうことでありますし、その中で、

〔牟田学委員「手入れ、管理については」と発言する〕

管理の、細かい部分でののはないです。

仮屋園一徳委員長

いいですか。ほかに。

白石純一委員

本会議でもちょっと申し上げたんですけれども、選定するときには選定委員会で各委員が採点して総合点数で決めるということでございます。では途中経過、1年から5年目までですね、そういう具体的に数字で見えるような評価をされていないのであれば、今後ですね、例えば設備の管理、あるいは植栽、もちろん花を含んだ管理、手入れ、あと来園者数、数も大事だし、ただ、山田委員からもおっしゃられたように、ただ来園者数だけでは不十分だと思います。むしろ来園者の方の満足度、リピーターの割合、こういったことも折々に調査しながらですね、途中経過で評価していくということがやはり必要ではないかなと思いますので、そういったことも今後検討していただければと思います。

仮屋園一徳委員長

要望でいいですか。ほかの委員から。

山田勝委員

早瀬課長からですね、プレゼンテーションの時に市民公園だからみんなで作くり上げていかないかんというように業者のほうから説明されたんですか。

〔早瀬企画調整課長「はい」と呼ぶ〕

やはりね、そういうことであったらね、例えば各小中学校に呼びかけて花のコンクールをしたらかなんとかしていい、していいと思いますよ、そんなに思ってたんだっただけですね。でも、あそこに例えば日本水泳振興会に委託をしてもですね、私はしないと思いますよ。5年間終わったら終わりです。ですから、むしろ今回2年なら2年間、契約期間を決めてですね、議会で議決をする、そういう決め方をして様子を見るということではないですね、私はしないと思いますよ。何でかって言ったら、彼らは彼らのね、僕は思いま

すよ、1, 800万くらいですね、人を雇ってしたって利益はないですよ。あその場でイベントをやることで利益を上げる、そうだと私は思いますよ。そうでない限りですね、会社がやるメリットというのはあんまりないと思いますよ。だから、そういうことをばせっかくなら今、花いっぱいのお話が出ましたけど、あれだけのあれがあるんですからね、やっぱり各小学校とか市民の皆さん方に呼びかけて、そして花園でコンクールをするとか何とかやっぱりやる方法はたくさんあると思いますよ。そういうことであったら阿久根市が直でやってでもいいし、あるいは地元の人と一緒にやってやらね、そういうのが出てくるとは思いますけど。市内の指定管理団体をつくってですよ、市内の団体をつくって市内の人にさせたらちゃんと市民に密着した、私はやり方ができると思いますよ。これは余りにも人を集客することだけに、あるいは外から人を集めることだけにね、重きを置いた結果だという感じがしますよ。ですから、きれいな公園をつくってくれな困らな。行ったときにきれいかねって、あそこに行ってきれいかねと思ったことは一度もなか。皆さんは知りませんが、私は何遍か行きますが一回もないですよ。中央の、あの付近は草はだらですよ、いっぱい草。

仮屋園一徳委員長

ほかに御意見はございませんか。

富吉都市建設課長

先ほどの契約の履行の関係なんですが、番所丘公園の管理運営に関する協定書というのがあります。この中で甲による指定の取り消しというのが、条項が入ってます。ここで、言えば甲の行為に対して、報告に対して従わなかったとかいうようなことも記載されていますので、ここの付近で注意を喚起ができていくのかなというふうに思いますのでよろしくをお願いをしたいと思います。今の協定書ということで、すみません、今現在の協定書です。

仮屋園一徳委員長

ほかに意見はございませんか。

富吉都市建設課長

もう一つよろしいでしょうか。先ほどの野畑委員のほうからありました時間の問題ですが、これについて先ほど規則と言いましたが、条例のほうで時間が決められていますので、すみません、よろしくお願いします。

野畑直委員

今、課長のほうがそう言われましたけれども、これはどうしても変えられないということで理解するんですか。先ほど、条例であれば市長の考えでというわけにはいかないということになりますか。

富吉都市建設課長

市長が認めるということになりますので、それは、時間は変えることができると思います。

野畑直委員

これについてはですね、議会で条例をこういうふうにしたらということでもやってないわけだから、やはり今、利用者の意見がそういうふうが多いんだから、それは執行部のほうで積極的に変更するというような考えを持って、やはり市民の公園であって市民が利用するのに使い勝手の悪いものを、いやこれは条例で、そういうことは私たちのほうからできません、議会のほうからやってくださいというようなことにはならない、そういうことはせんでいいと思いますので、ぜひやはり利用者が喜んでもらえるような、こういうのは

そういう意見が多々あるから私は言っただけであって、利用者が喜ぶようなことをやっていてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

中面幸人委員

その、いえ指定管理者のそういういろんな施設のオープン時間ですね、についてちょっとお聞きしますけどですね、この間ちょっと折多校区のほうで雨天練習場をですね、グラウンドゴルフを校区の大会に使ったんですけども、あそこが空くのが遅いんですね。雨の日の中ですね、みんな外で待ってたんですよ。

仮屋園一徳委員長

中面委員、あその場合はまた管理者が、

中面幸人委員

ほいで管理者が変わるから、変わってるので、そこら辺も含めてほんとに使いやすいような条例なんかがあるのであれば、例えばそういう指定管理者の考え方でオープン時間を決めてるのか、もう少しやっぱり利用する方の意見も聞きながらオープン時間については今後ですね、ほかのところも検討して私はほしいと思います。これは関連として。

仮屋園一徳委員長

またそれは、ほかのところで要望をしてください。

なければ議案第40号について、審査を一時中止いたします。

ここで休憩に入ります。

(都市建設課退室)

(休憩 11:00～11:08)

(商工観光課入室)

○議案第41号 阿久根大島公園の指定管理者の指定について

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第41号、阿久根大島公園の指定管理者の指定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

議案第41号、阿久根大島公園の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

今回提案する株式会社日本水泳振興会は、阿久根市公の施設の指定管理者として、平成18年度から指定を受けている団体であり、決定をいただくと通算4回目の指定となります。団体の概要については、議案書7ページから8ページを御参照ください。団体の名称は、株式会社日本水泳振興会で、代表者は青木守喬氏、本社は東京都中野区にあり、鹿児島営業所が阿久根市浜町88番地にあります。設立年月日は、昭和54年6月8日、資本金は3千万円で、従業員数は173名となっております。主な事業内容については、議案書記載のとおりであり、全国で多数のスポーツ施設等の管理運営や公共施設の指定管理業務を受託されています。今回の募集は、番所丘公園の指定管理者と同時に行い、9月26日から募集を開始、10月3日に現地説明会を開催いたしまして、提出期限である10月21日に申請書が提出されました。募集の結果、応募があったのは1社のみであり、11月7日に開催しました第2回指定管理者候補者選定委員会において施設の管理運営方針等についてプレゼンテーションを受け、提出された申請書類等を含め審査した結果、株式会

社日本水泳振興会に決定したものであります。

今回の募集に当たって、指定の期間について平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間といたしましたが、その理由は、今年度、阿久根市観光まちづくり戦略策定に取り組んでいるところであり、阿久根大島を阿久根市観光の中でどのように位置づけ活用を図っていくかを検討しているところでもあります。また一方で、阿久根市再生可能エネルギービジョンについても今年度策定予定であることから、大島における自然エネルギー活用の可能性等の検討を進めているところでもあります。これらの計画策定により、条件の整備が進めば、指定管理の業務内容及び委託料の算出根拠にも影響することから、今回の募集に当たっては、指定の期間を2年間としたものであります。

現在、阿久根大島の観光については、夏場の海水浴客が主で天候に左右される部分も多くありますが、今回の募集では定期船の運休日を除いて周年を通じた利用者の確保に努めることを求めています。株式会社日本水泳振興会は、これまで通算11年にわたり指定管理者として阿久根大島の管理運営を担当し、長年の経験と培ったノウハウによりこれまで安定した運営を行っていることから指定管理者として今回も提案するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

これより質疑に入ります。

白石純一委員

応募1社ということでしたけれども、問い合わせ等はほかには何社かございましたでしょうか。

堂之下商工観光課長

問い合わせはほかには1社ございましたが、申し込みには至らなかったということでございます。

白石純一委員

市外、県外の業者でしょうか。

堂之下商工観光課長

多分、市外になるんだと思いますが、市内にいらっしゃる方から問い合わせをいただきまして、ただそこはどちらかというイベントを主にされる感じでございました。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。ほかに委員から。

山田勝委員

私はね、こう思ってるんですけどね、今回を機会にですね、地元の方々を中心に指定管理を受ける、そういう団体をね、指導育成されるという気はないんですか。

堂之下商工観光課長

今後どういう形で阿久根大島を活用していくかということも含めてですね、そこはやはり市民の方々と一緒に進めていきたいというふうには考えておりますので、そういう方が出てくればいいなというふうには思っております。

山田勝委員

例えばですね、指定管理制度を利用している、例えば図書館とかですね、あるいは葬儀場とか、葬祭場ですね、火葬場ですね。これは地元の方で十分役に立って、地元の人を採用して地元に戻元してますよね、全てにおいて。だから、阿久根大島についてもですね、日本水泳振興会が出てきました。番所丘も同じですよ。来たとたんによね、今まで運営しとった方々をですね、もちろん市の選定委員会で日本水泳振興会を選定された、今まで

やってた方々じゃなくて、それは新たな事業を期待したからだと思いますよ。新たな事業を、阿久根の観光のためにしてくれるだろうと思ってるんだけど、でも基本的に現実にはね、私は地元の人が、地元の人をして地元のものにしない限りですね、私は地元の阿久根大島、あるいは地元で親しまれる阿久根大島にはならないと思うんですよ。だから、今後どういうふうになるかわからんけど、私はね、そういうことにぜひ取り組んでほしいと思いますよ。

仮屋園一徳委員長

要望でいいですか。

山田勝委員

そう思ってますけど、これはね、皆さん方いらっしゃるんですけどね、堂之下課長の意見も、考え方も、早瀬課長の考え方も聞きたい。それと小泉さんもいらっしゃいますけどね、阿久根にはそういう人たちは、人材は育てられないのかというのをね、お尋ねしたいですよ。大事なことだと思いますよ、持ってはってかれるんですからね。阿久根にこれだけ、これでもかこれでもかって、阿久根大島に何十億かけてきたと思いますか、今まで。

堂之下商工観光課長

そこは山田委員のおっしゃるとおりだというふうに考えております。できるだけそういった方向にいけばいいなと思いますけれども、阿久根の方々が、市民の方々がどこまで考えていただけるかというところを私どももいろいろと協議をしながら進めていければというふうに思っております。

早瀬企画調整課長

企画調整課のほうも指定管理者の担当課ということで、堂之下課長と同様に、できれば一番地元ということを望んでおります。

小泉地方創生担当参事

まちづくりという観点で考えたときに、そういう一般の市民の方々の中からそういうやる気のある人たちが出てくるというのが一番望ましい形だと思いますので、今後いろんな観光まちづくり戦略でもワークショップ含めていろんな意見を吸い上げてますんで、そういう中からそういうやる気のある方々っていうのが出てくるということを今後期待したいと思います。

山田勝委員

ぜひですね、私たち、議員の皆さん方もね、あとの委員の方々もね、一緒になってね、やはり地元の人でつくっていかない限りね、地元で根づかないという気がするんですよ。ですからそういう地元の人がもし東京にでも大阪にでもおったらですね、むしろこちらに帰ってきていただいて地元でやらんか、そういうことも含めてね、やはり地元の人で3年後はつくった人にしたいと、そういうことで、ぜひね、進めてほしいと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員。

野畑直委員

ちょっとお聞きします。今回、1社ということでしたけれども、私も確認すればわかると思うんですが、募集期間はいつからいつまでだったですかね。

堂之下商工観光課長

9月26日から募集を開始して、そこでホームページ等でも公開をしております。10月21日が締め切りということになっております。

野畑直委員

私はですね、グランビューの時にもちょっとそう思ってたんですが、これだけはっきりわかってるものを、1カ月の期間が適当かということについて、課長はどのように考えておられますか。

早瀬企画調整課長

募集期間については、広く公募をかけるということで1カ月程度、当然ながら計画書自体がこちらのほうの募集要項の中に結構な中身を出してもらおうようになってますので、そのくらいの期間は必要かなというふうに思っております。

野畑直委員

今回ですね、平成31年の3月31日まで、その半年ぐらい前にまたされるんでしょうけれども、私はもうちょっと募集期間を、もちろん関係するところは、部署はよくわかってると思うんですが、インターネットでちゃんとしてあるからと言われますけど、この期間について、例えば3カ月くらいはどうかと、したほうがいいのかというふうに私は感覚的に思うんですが、実際、9月26日から10月21日というのはどうも、1カ月もないわけですから、逆にこんだけ1社しかなかったということをちょっと反省点として踏まえてですね、次回も同じような考え方でしてもやはり私は、なかなか告知期間がそれでいいのかというふうに思うんですが、次回も同じような考えでされますか。

早瀬企画調整課長

すみません、私の理解が短いほうがいいと、ちょっと聞こえたものですから、我々としては、とにかく早くこちらの作業を済ませて2カ月でも3カ月でもという形でやっていきたいというふうに思っております。

野畑直委員

私はさっきちょっと例を言いましたけれども、グランビューの時もですね、早くわかってたものをなかなか公募せずに、そして結果的に市内から1社あったということでうまくいかなかった例もあるんですけれども、私はもうちょっと期間を長く置いたほうがいいと思いますので、ぜひ次回からは、ほかの件についてもですよ、こればかりではなくて、グランビューの例を言いましたけれども、やはりせめて3カ月程度は必要なんじゃないかと思いますので、よく検討して対処していただきたいと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに委員から。

白石純一委員

この水泳振興会の直接の事業ではないんですけれども、阿久根大島はやはり天候によって左右されると、来客が左右されると、もちろん天候もそうなんですけれども、多少、少しくらい波が荒れてもですね、私の聞いたところでは波高2メートルで船が欠航になると伺ってますので、その船を、以前大変来客者が多い数十年前は大変大きな船が就航していた記憶がございます。そういった船を改善していただいて、少しでも欠航の回数を減らすというような努力は船の運航会社をお願いしていただいて、来島者もふえるというようなことはできないんでしょうか。

堂之下商工観光課長

そこは船の運航者の考えもございますので、こちらのほうもそれはお願いをしたいというふうに思っておりますが、経営のところがどうなのかというところもございますので、そこはまた協議を進めていきたいと思います。

仮屋園一徳委員長

いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、なければ、議案第４１号について、審査を一時中止いたします。

（企画調整課退室、税務課入室）

○議案第４８号 阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

次に、議案第４８号、阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

議案第４８号、阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、御説明申し上げます。平成２７年６月の地域再生法の一部改正により、企業の本社機能の移転・拡充に対する税の特例措置が導入されました。これを受けまして、鹿児島県が県内市町村の協力を得て、平成２８年３月、同法に基づく地域再生計画を策定いたしました。計画の期間は、平成２８年３月１５日から平成３２年３月３１日までであり、この計画に基づき本社機能の移転・拡充を行う事業者は、鹿児島県に地方活力向上地域特定業務施設整備計画の申請を行い、平成３０年３月３１日までに認定を受けることで課税の優遇措置を受けることができるものです。これを踏まえまして、本市の地方活力向上地域内において、特定業務施設を新設又は増設した認定事業者に対して、固定資産税の不均一課税を行うため本条例を制定しようとするものであります。

議案書の３９ページをごらんください。第１条では、本条例の趣旨を定めました。第２条では、本条例における用語の定義を定めております。第１号、地方活力向上地域とは、県と共同で策定した地域再生計画に盛り込まれ、内閣総理大臣の認定を受けたもので、地方の活力の向上を図ることが特に必要な地域として事業環境の整備を一体的に推し進める区域のことであります。第２号、特定業務施設とは、事業者の事業や業務を管理・統括・運営している業務施設をいい、具体的には、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって、生産や販売等の部門を含まないとされています。第３号、認定地域再生計画とは、県が策定し認定を受けたものであります。第４号、移転型事業とは、東京２３区から特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地域に移転して整備する事業であり、第５号、拡充型事業とは、地方活力向上地域において、特定業務施設を整備する事業のことであり、東京２３区以外から移転する場合も拡充型に含まれます。第６号、特定業務施設整備計画とは、整備事業を行おうとする法人又は個人事業者が作成し、その着工前に県知事に認定申請することができる計画のことであります。第７号、特別償却設備、第８号、特別償却設備設置者とは、所得税や法人税等に対する課税の特例を受けることができる設備であって、事業税、不動産取得税、固定資産税の不均一課税の対象となり得るものであり、それを設置した者のことであります。

議案書４０ページをごらんください。第９号、認定事業者とは、特定業務施設整備計画を作成し、県に申請、認定を受けた法人または個人事業者のことであります。第３条は、固定資産税の不均一課税ができる事案について規定し、第４条については、固定資産税の不均一課税の期間及び税率について定めたものであります。固定資産税の標準税率は、１００分の１．４であります。表にありますとおり３年を限度に時限的に税率を緩和する

ものであります。第5条については、不均一課税を受けようとする場合に必要な指定等について規定いたしました。第6条については、認定事業者に対し、市長は必要な報告を求めることができることを規定いたしました。第7条は、特定業務施設の指定又は既に行った不均一課税の取り消しについて規定いたしました。第8条は、その他必要な事項について、市長が別に定めることといたしました。附則は、この条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わりますが、本日は税務課も同席しておりますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

これより質疑に入ります。

濱崎國治委員

この条例に関連してなんですが、現在、固定資産税の不均一課税というのは適用されている事業所がありますか。

川畑税務課長

不均一課税については現在ありません。

濱崎國治委員

原子力関係とかそういうのでもないんですね。

川畑税務課長

原子力関係の不均一課税の条例はありますが、実際に適用されているものは今までも、現在もありません。

白石純一委員

具体的には、東京23区から阿久根に主に製造ではない研究開発部門を有する事業者が固定資産を設けたときに全国とは不均一の課税でもいいということだと理解しましたが、実際、具体的に今そのような候補者は特にないでしょうか。

堂之下商工観光課長

阿久根市においては、今のところ何もございません。

白石純一委員

今後これを利用してそういった業者を誘致したいというお考えはございますでしょうか。

堂之下商工観光課長

そういった企業があれば、ぜひ誘致したいと思いますし、また誘致を考えている企業にとってやはりこういった制度があるということが有利になるというふうに考えております。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

野畑直委員

1点だけ、すみません、教えてください。地方活力向上地域というのは、阿久根市ではどこになるんですか。

堂之下商工観光課長

まず、移転型事業区域と拡充型事業区域ということで分かれておりますけれども、移転型というのが23区から移転する場合ということで、都市計画区域の用途指定や農用地区域の制限がない地域の中で、企業の進出が見込まれる地域ということで考えております。阿久根市の場合は、赤瀬川の農用地区域を除いた一部、そしてあと港町56番地というのが旧港付近、晴海町の全域、塩浜町の一部、大字波留の一部、これもやはり農用地区域を除いた波留の一部ということになっております。

野畑直委員

早口であんまりわかりませんが、都市計画区域図を見ればわかるということですか。

堂之下商工観光課長

こういった各地域を指定して県が地域再生計画をつくって認定を受けておりますので、その中に各地番が全部網羅されております。

野畑直委員

地番だけではなかなかわからないと思いますよ、地図でないと。だからそういうものをつくってあるんですか、つくるんですか。

堂之下商工観光課長

それは県のほうがつくって国の認定を受けたということでございます。

野畑直委員

私が聞いているのは、阿久根でどの地域、県がつくったとしてもそういう地図を阿久根市のほうで準備するんですか。

堂之下商工観光課長

こちらのほうに、県からそういった計画の中身というのは届いておりますので、地図は見えていただくことは可能でございます。

野畑直委員

先ほど早口でどんどん言われても、地番で言ってああそうなんですかと理解するわけにもいきませんので、そういうのは地番によって地図をつくってわかりやすいものをつくるという表現のほうが、地番を幾ら言われても赤瀬川の一部とか何とか言われてもそれで理解できることは、私はないと思いますので、そういうふうな説明をお願いします。よくわかりません。

仮屋園一徳委員長

野畑委員、つくったものがあると。

野畑直委員

だから、そういうものがありますということで、最初で地番をいっぱい言われたけど、それじゃわかりませんよと、最初は1点だけということでお聞きしましたけれども、そういう地図をもって提示しますという回答のほうがわかりやすかったのかなと思いましたので今言いました。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

中面幸人委員

この地域再生法というのを、結局、東京一極集中を地方に分散するというふうなものだと思うんですけども、全国自治体ほとんどしてると思うんですよ。こういう法律ができてそれぞれ例えば固定資産税の税率とか、来る人のために下げたりとかするわけですけども、全国どこの自治体も一緒の状況の中です、いかに阿久根に来てくれるかと、呼び込むかというのは、これは大事だと思うんですよ。だからこれ以外にまた阿久根市自体です、優遇的なものを、私は考えれば、ほかの地域より、ほかの自治体より、より多くの企業が、来る可能性が出てくると思うんですよ。ただこういう国の制度だけでなく、これに加えた阿久根市自治体の、またこれにプラスしたような、いろんな優遇したのが大事だと思うんですけど、そういうふうな考え方はないんですかね。

堂之下商工観光課長

そこにつきましては、阿久根市としてどうするかということになりますので、財政課、企画調整課含めて検討していかなければならないというふうに考えます。

中面幸人委員

今、地方創生ですね、いろんな人を呼び込んだり、活性化するために企業を呼び込もうという国の制度ですので、ほかの自治体と同じようなことをしとったら必ずこればかりでなくてですよ、観光面についても、いろんな面についても、やはり独自のですね、阿久根市独自のそういういい制度プラス独自のやつをですね、やっぱり考えてですね、誘致に取り組むとかですね、そういうふうに私は大事だと思うので、ぜひ行政側も私は考えてほしいと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

山田勝委員

全く不勉強な話をするんですけどね、固定資産税の不均一課税を実施するって、不均一課税とは具体的にもうちょっとよかふに言ってかせてんやん。

川畑税務課長

固定資産税の税率は標準でいえば100分の1.4なんですけど、公的理由がある場合とかに限っては、不均一課税です。ですから100分の1.4、標準ではない課税もできますよということです。

山田勝委員

例えばですね、40ページを見ればね、移転型事業初年度は100分の0.14ですよ、これは普通ですよ、1000分の、違いますね、安くなってますね。でも現実には2年目は今度逆に高くなっている。3年目はもっと高くなっているではないですか。

川畑税務課長

この40ページを見てもらえれば、標準が100分の1.4です。ですから、1年目は10分の1ですね、2年目が100分の0.35ですので、これが1年目よりは高いですけど、標準よりは安いということです。同じように3年目が100分の0.7で、これは標準の100分の1.4の半分です。2年目よりは高いんですけど、ここまでは、3年間は標準より安くしてありますよということです。

山田勝委員

ほんなら4年目から。

川畑税務課長

4年目から標準に返るということです。

[山田勝委員「わかりました」と発言あり]

仮屋園一徳委員長

ほかの委員からありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第48号について、審査を一時中止いたします。

(商工観光課、税務課退室、生きがい対策課入室)

○議案第49号 阿久根市 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

次に、議案第49号、阿久根市 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山元生きがい対策課長

議案第49号、阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行により、本年4月から、我が国における学校の種類として、小学校から中学校までの義務教育課程を一貫して行う、義務教育学校が新たに設けられたところであります。これに伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行により、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童支援員の資格に義務教育学校の教諭となる資格を有する者が追加されたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

野畑直委員

小学校、中学校といえ、小中一貫校というふうに考えてもいいんですか。

山元生きがい対策課長

はい、委員のおっしゃるとおりでございます。小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う新たな学校という形になります。

野畑直委員

阿久根市でも全然小学校の統合とか、そういうことが行われない状況の中で、該当するというような、今考え方としてですけども、例えばですよ、大川の小中学校がひつついて学校がありますけれども、そのようなところをこの義務教育学校ということによっていう話は全然出てないんですか。

山元生きがい対策課長

今回の私どものこの条例の改正につきましては、放課後児童育成事業に係る放課後児童支援員の資格についてそういう義務教育学校の教諭となる資格を有したものが対象になるということなんですが、お尋ねの今後阿久根市での中高一貫校の設置については、私どものほうではちょっと今のところ把握してない状況です。

野畑直委員

議案とはちょっと違う内容の話をしましたけれども、こういう義務教育学校でそういう先生方も必要ということで、こういうふうな方針が変わってきたというのは将来的にそういう、例えば私が先ほど言いましたけれども、そういうことも考えていかなければいけない時期かなと思っておりますので、また課長もこういう、今回の議案とはちょっと違いますけども、そういうことも頭の中に入れて今後はまたこういう制度が変わったということで、頭の中に入れてとってもらいたいと思いますので、我々も議会としても学校の統合等についても議論していかなければならない時期だと思っておりますので、また何かの機会があったときにそういうふうな議論もしなければいけないと思ったのでちょっと言いました。

濱崎國治委員

単純な質問をして申しわけないんですが、小学校教員資格、中学校教員資格、新たに義務教育学校教員資格というのができたんですか。

山元生きがい対策課長

新たなこの学校ということで、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が設けられたということでありまして、その教員となる資格というのが新たに設けられたという状況でございます。

濱崎國治委員

今の話では、こういう資格ができたからという話で理解していいんですね。学校の種類じゃなくて、そういう資格ができたということに理解していいんですか。その教員の資格。普通は小学校、高等学校とかですね、でも義務教育学校の教員資格というのができたのかなということ。

山元生きがい対策課長

申しわけございません。資格の部分につきましては、私どもが現在把握している範囲といたしましては、小学校と中学校の免許状の併用、併有を原則というような形で今示されているという状況でございます。

濱崎國治委員

併用ですね、はい。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第49号について、審査を一時中止いたします。

○議案第50号 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

次に、議案第50号 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

山元生きがい対策課長

議案第50号、阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本条例の第3条では、医療費の助成を受けることができる対象者について規定をしておりますが、児童扶養手当法の一部が改正され、児童扶養手当の支給要件に該当する児童のうち、第2子以降に係る加算額が引き上げられたこと等に伴い、同法施行令の一部を改正する政令が施行されました。これに伴い、本条例で、児童の養育者等が同法施行令に規定する額以上の所得がある場合に、助成の対象者としなないことについて、引用する同法施行令第2条の4第4項が第7項に、同第5項が第8項に、それぞれ繰り下げされたことから、所要の整理を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第50号について、審査を一時中止いたします。

(生きがい対策課退室)

以上で各課の審査が終了しましたが、議案第40号、41号、48号、49号、50号に関する現地調査について、各委員の意見を伺います。

牟田学委員

現地調査は必要ないと思います。

仮屋園一徳委員長

それでは必要なしということでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

○議案第40号 番所丘公園の指定管理者の指定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案40号を議題とし各委員の意見を伺います。

牟田学委員

40号に関してはですね、課長からもいろいろ説明がありましたけれども、この5年というのはちょっと長いんじゃないかなあというところで、企画課長の説明でも相手方も市民の声にせないかんということもあってですね、私はこの5年をですね、2年に変えてですね、今回は契約をするべきだと思いますので、議案の修正をお願いしたいと思います。

仮屋園一徳委員長

今、契約期間についての御意見がありましたけど、ほかに意見はありませんか。

濱崎國治委員

私はこの案のとおり5年でというふうに思います。ただ、これまで、先ほどいろいろ審議されました、管理が不十分じゃないかとかありましたけれども、2年というのは初めて指定管理をする場合とか2年とか3年を期間にしていたんですけれども、ここについては3回目ですかね、そういうのもありますので、5年で私はいいと思います。ただ、いろんな意見としてはですね、非常に管理がもうちょっと、十分な管理をしてもらわないと困るということですね、そういう意見を添えて、5年でもちょっと不十分ですけども、5年でという考えを持ってます。

仮屋園一徳委員長

ほかに御意見は。

山田勝委員

私は番所丘公園の管理については、本末転倒だという気がするんですよ。所期の目的は、あそこは市民公園でつくったのに関わらずですね、当初、私は美しいまちづくり公社がですね、やってる時は非常にきれいな公園でしたよ。ところがどういうわけか、日本水泳振興会が入って、水泳振興会がやったことによって、イベントはうまくなったかもしれませんが。でも、どんなに言っても言っても公園がきれいにならない。私も何年て言いました。公園がきれいにならないから、それはやはりね、今2年が短いと言うなら阿久根大島の問題で阿久根の環境を見直すというんだっただけですね、これにあわせて3年で契約、3年のですね修正をして、3年してそしてちゃんと目的を達してくれるんだったら5年にしていよということで、私はこの際5年を3年にすることとですね、それと地元の人を育ててほしいという、それでない限り絶対阿久根市は創生しません。そういうことで私は3年に修正、そして指定管理を受ける人をですね、地元の団体にしてほしい、それだけです。

中面幸人委員

私の意見はですね、仮にですよ3年になろうと5年になろうとですね、やはり最初は選定委員会ですかね、ありますよね。こういう人を、いわば評価委員みたいなものをつくって

ですよ、1年ごとに最初のそういう計画書とですね、どういう違いがあるのか、計画どおりいってるのか。そういう評価する委員会みたいなのをつくってですね、評価を1年1年すべきだと思います。

山田勝委員

例えば、番所丘公園の管理評価表がありますよ。これは合格点数が6割以上なくちゃダメですよとこういうことが書いてありますね。でも施設に係る経費の部分は、管理経費の部分で6割いってないんですね。60点のものを35点しか採点してないんですよ。ということはみんながですね、施設の経費縮減が図られているかということやっていないということなんですよ。こういうのを見てもですね、私は今回はちょっとあれをつけてですね、状態を正常に戻すという意味を含めて、私は3年に修正をして、そして正常に戻すということでしたらどうかなあという気がするんですよ。

濱崎國治委員

先ほどおっしゃいましたけども、地元の人たちを育成するというのは確かに必要だと思います。今後はそういうことで、ただ今回は地元の人たちの応募がなかったわけですので、それはそれとしてですね、今後の課題としては地元の方がぜひそういうことで育ってほしいというのはあります。そういう育成をせないかんというのもあります。そして先ほど別の委員から、評価をするべきだということもありましたけれども、これは当然私はこういうことであればですね、何年かごとにですね、今の指定管理状況はどうだということですね、評価するというのはですね、そういう方法もあっていいのかなあという気はしました。それから、この企業が市外、県外いろいろ言い方はあるんでしょうけれども、この営業所は阿久根市浜町になって、ほとんどの従業員が阿久根市内の方というふうに聞いていますので、それからすれば県外企業、本社が東京ですけども、鹿児島営業所が阿久根にあって、責任者も阿久根の方だということを聞いておりますので、それからすればですね、阿久根の所在している企業ということで認めていいと私は理解します。

白石純一委員

私も、先ほども申しましたし、中面委員もおっしゃいましたように、途中経過の評価が大事だと思います。期間は5年でも結構だと思いますが、毎年なりに評価をしていくということが一番大事なのかなと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論ありませんか。

山田勝委員

私は、指定管理を賛成であるけれども、内容を5年から3年に修正をしてほしい。そうしないとですね、私は絶対よくならないと思います。だから修正をして、何遍も言うとおりのチェックしていく必要があると思いますよ。だから私は、補佐がこう言いましたよ、変ゆってしても誰がしてくるっとなという感じでしたよ。でも現実には阿久根の公社がやっとなのを簡単に言えば、よくやっとなのを取り上げたわけですから、日本水泳振興会に。だから、またやろうと思えばできますよ、地元で働いとった人をそのままして、地元でやるのが大事です。だから3年で修正をしていただきたいと思います。

濱崎國治委員

実際、私も修正したいような気もするんですけども、先ほど中面委員からありましたとおり、評価制度をつくってそれに基づいて指摘しながら、意見を言いながらやっぱり、ということで、案のとおり５年でということに賛成します。

仮屋園一徳委員長

ほかに討論ありませんか。

牟田学委員

反対します。反対討論です。議会でも何度となく管理の不徹底さというのは出てきております、今まで。それと、樹木医の問題についてもそれになされていない。ということで、今回５年という契約を結ばばですね、私はなかなか直らないんじゃないかな。それよりか、２年か３年の契約をしてですね、相手方の履行を見る。もうちょっと考えてもらわないかんと思います。だから私は議案を修正して２年か３年でやればと、そういう思いであります。

仮屋園一徳委員長

ほかに討論ありませんか。

野畑直委員

今回ですね５年で出されてるんですが、皆さん相当苦言を呈して、３年がいいという意見があります。私は今回までは５年にして、いろいろ委員会のほうでも意見が出ましたので、そのように意見が出たことを評価することを重要視して、今回までは５年間でいいのかなあというふうに考えます。

白石純一委員

私も今の案で賛成なんですけれども、ただし先ほど来、言いましたように、評価をしつかりすると、そして点数、数字ではかると、個人の意見では前のほうがよかったと、あるいは今はなされておらん、というようなのはおっしゃいますけれども、果たしてそれが本当にいろんな方の意見をアンケート、満足度調査等で数字なりではっきりと見てとれるものかどうかをやっていく必要があると思いますので、毎年の評価をして、公表し、改善を重ねていくということで５年で賛成したいと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに討論ありませんか。

中面幸人委員

私はですね、先ほど話をしましたようにですね、５年として、そういう１年１年評価をしていくという意見を付して賛成というふうにお願いしたいと思っております。

仮屋園一徳委員長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

山田勝委員

私は３年の修正をするのに主張しますけれども、実際皆さん方に聞きました、評価しました。ですから、中央公園と比較して絶対本会議で皆さん方にも呼びかけていきます。以上。

仮屋園一徳委員長

以上で討論を終結いたします。

これより議案第４０号、番所が丘公園の指定管理の指定についてを採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数と認めます。

よって議案第４０号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩に入ります。

午後はおおむね１時から開会いたしますので御協力をお願いします。

(休憩 １２：０５～１３：０１)

○議案第４１号 阿久根大島公園の指定管理者の指定について

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案第４１号を議題とし、各委員の御意見を伺います。意見はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結します。

これより議案第４１号、阿久根大島公園の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第４１号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第４８号 阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

次に、議案第４８号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

中面幸人委員

この４８号につきましてはですね、私も審査の段階で話をしましたがけれども、地方創生のためにですね、せっかくこういう国の制度ができているわけですから、企業を呼び込むのにですね、国が定めたものばかりではなくて、さらに自分たちの自治体でですね、さらに優遇措置をですね、そういう条例等を定めてですね、どこの自治体も全く一緒ですので、少子高齢化でですね、何かしないと他の自治体と一緒にようなことをしとったらもう絶対来ないですから、これに加えてまた、自分たちの自治体で新たな優遇措置をすればですね、方策を考えてもらえるように意見をいたします。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

濱崎國治委員

先ほど商工観光課長が説明しませんでしたけれども、阿久根独自の阿久根市企業立地促進補助金というものもあって、ですのでそういうのはやっぱりいろいろアピールせんといかんと思いますね。例えば、ここは原発周辺地域でもありますので、そういうものの補助事業とか、あるいは阿久根市企業立地補助要綱による補助事業とかありますので、以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第４８号、阿久根市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって議案第４８号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第４９号 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

次に、議案第４９号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第４９号、阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって議案第４９号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第５０号 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

次に、議案第５０号を議題とし、各委員のご意見を伺います。

(意見 または なし)

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、次に討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第５０号、阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって議案第５０号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○陳情第9号 脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情

仮屋園一徳委員長

次に、陳情第9号、脇本海岸海の家の営業時間と営業内容の見直しに関する陳情を議題といたします。この件について、9月28日の委員会で陳情者を参考人として呼びし、説明や意見をお伺いしましたが、委員からの意見として、所管課に確認したい事項等があるとのことでしたので、所管課を呼んで審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、所管課を呼ぶことに決しました。それでは所管課の出席をお願いします。ここで、暫時休憩します。

（商工観光課出席）

（休憩 13:06～13:07）

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、所管課に出席いただきました。陳情第9号、脇本海岸海の家の営業時間と営業内容の見直しに関する陳情について、9月12日に商工観光課長から海開き後の脇本海水浴場の状況について説明をしていただきましたが、その後、9月28日には陳情者を参考人として呼びし、陳情内容や海開き期間の状況について説明をしていただきました。その中で、幾つか所管課に確認が必要な事項がありましたので、今回出席していただいたものです。

それでは、委員より発言をお願いします。

白石純一委員

まず、確認なんですけれども、現在の駐車場の利用時間を教えてください。

堂之下商工観光課長

駐車場の利用時間につきましては、午前6時から午後8時までとなっております。

白石純一委員

参考人の話ではですね、駐車場の看板が、利用が8時までですとは書いてあるんですけれども、6時からというものがないということなんですけれども、それは事実でしょうか。

堂之下商工観光課長

はい、それは事実でございます。ただ、ことし、夏に地権者の方との話し合いをする中で、とにかく午後8時というのがわかるように大きくそれをしてくださいというお願いがあったものですから、私たちとしては、午後8時までということでの看板を作成し直して立てたところでございました。

白石純一委員

それはわかるんですけれども、6時というのが、駐車場を開けるときにですね、やはり利用者と近隣の方々との意思統一がはかられていないようですので、その辺も6時からということもしつかりとうたうべきだと思いますがいかがでしょうか。

仮屋園一徳委員長

ここで、駐車場の管理運営に関する確認書をば、今からちょっと配付したいと思います。（書記確認書配布）

堂之下商工観光課長

はい、白石委員のおっしゃるとおりだと思いますので、今後また注視していきたいと思っています。

白石純一委員

もう一点なんですけれども、参考人のお話によると、申請者がですね、県に申請した過程で、市が申請した過程で近隣住民の意見を付して申請することが求められているにもかかわらず、その辺がなされていなかったんじゃないかという御意見があったんですが、その件についてはいかがでしょうか。

仮屋園一徳委員長

県の意見書のことだと思います。

堂之下商工観光課長

市の意見書を付すとなっておりますので、市としては、住民の意見をお聞きしてそれを市の意見書に反映させて市の意見書として提出しているところでございます。

白石純一委員

参考人の話ではですね、その際に近隣住民の意見を聞いてというところが抜けていたんじゃないかということをおっしゃっていたように私は記憶しているんですが、そこはいかがでしょうか。

堂之下商工観光課長

いつのことかと思って、9月の28日の委員会記録を読ませていただいたんですけど、多分それは平成20年当時のことではないかなというふうに感じたんですけども、そうであればですね、当時の書類が私どものほうに残っておりませんでしたので、県のほうにも書類の確認をいたしたところでございます。

平成20年10月2日付で県知事宛てに海の家から設置の許可申請書が出されておりました。10月10日付で阿久根市長から北薩振興局長宛てに意見書を提出しております。その際条件付きで許可に同意しておりますけれども、すでに近辺に2軒の海の家があるということで、万一のトラブルを考慮して条件付きでということで意見書を提出したというふうになっているようでございます。その際、多分住民の意見を聞くというのが後からになったのではないかなというふうには考えております。

白石純一委員

来年の海の家開設においても同じような手続が、申請が必要になるという理解でよろしいでしょうか。

堂之下商工観光課長

来年3月で2軒がまた占用許可の時期を迎えますので、それにつきましては前もって住民の方々と私どものほうで意見交換をし、そして意見書を作成したいというふうを考えております。

白石純一委員

ぜひですね、近隣の方々からも不平不満をちょっと聞くこともありますので、その辺はしっかりと意見を聞いて申請時に反映していただくようにお願いします。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

濱崎國治委員

私も前回の委員会の中で、やはり直接陳情には関係ないかもしれませんが、脇本海岸をですね、阿久根市として今後どういうふうにしていくのかですね、どういう計画で

あるのか、いわゆる開発計画を私はつくるべきではないかというのは、将来脇本海岸がこうあるべきだとかですね、こういうふうに市は考えているんだという計画をですね、ぜひ策定してほしいと思うんですが、その辺は。

堂之下商工観光課長

やはり、自然保護と観光という点でまだやはりいろいろ考えていかなければならない部分が多いというふうに感じておりますので、その辺のところは必要かというふうに思っております。また、私どもは海水浴場として考えておりますけれども、そのほかにもいろんな自然保護の部分については市民環境課であったりとか、いろいろとございますので、そういうところと連携をとりながら考えていく必要があると思っております。また、脇本海水浴場については、民家とか、福祉施設もございますし、そしてまた今借りている駐車場も民有地でございますので、なかなか私たちのほうが計画しても観光地として活用するに当たってはいろんな課題があるのかなと思っておりますので、その辺のところは調整をしながらやはり今後の活用策については考えていく必要があると感じております。

濱崎國治委員

市の今後の計画、将来展望によってはですね、この海の家についても非常に左右されるんじゃないかなという気がするもんですから、その辺をですね、市の方針は市の方針としてやっぱりしっかりとした設定をすべきだなと意見を申し上げておきます。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないですか。なければ、陳情第9号、脇本海岸海の家の営業時間と営業内容の見直しに関する陳情について、審査を一時中止いたします。所管課は退席していただいて結構です。
(商工観光課退席)

仮屋園一徳委員長

それでは、陳情第9号について、委員の意見を伺いたいと思います。ありませんか。
ここで休憩に入ります。

(休憩 13:16～13:23)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会を開きます。

それでは、陳情第9号について委員の意見を伺いたいと思います。意見はありませんか。

濱崎國治委員

多くの方からですね、地域の多くの方からこの陳情が出ており、参考人の話もいろいろ伺いました。その後、話し合いも行われてですね、特に営業時間についてはある面ではお互い譲歩されてと言いますか、そういうことで、28年の夏もシーズンが終了したところだというふうに理解しています。ということで、この陳情については趣旨採択ということでしょうか。

仮屋園一徳委員長

はい、ほかの方から。

白石純一委員

3点陳情の内容があるんですが、夜の営業については住民と業者さんのほうで話をいただいて譲歩されているようです。2番に関しては、阿久根大島と比べて、遠浅であり、家

族連れも多い脇本海岸だと思います。かつ、またウミガメの保護という観点もあり、私はマリンスポーツについては、ここでいうマリンスポーツはいわゆるジェットスキーかと思っていますけれども、こちらについては私個人としては中止にしてもいいのかなと考えております。海の家建物についてはもちろん許可を受けた範囲でかつ台風の被害があわないような形で保全されるという条件であれば毎年撤去までは必要ないのかなとも考えます。したがって一部採択という形になるのかな。

仮屋園一徳委員長

ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ委員間討議に入ります。これまで委員から出された意見に対して討議するものはありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

討議なしと認め、これにて討議を終結します。

次に、討論に入ります。ありませんか。

濱崎國治委員

先ほどから意見を言っているんですが、そういうことでこの陳情書を全面的に採択ということではなくて、趣旨採択で私はお願いしたいと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに討論ありませんか。

〔白石純一委員「すみません休憩いいですか」と発言あり〕

休憩に入ります。

（休憩 13：26～13：27）

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

これにて討論を終結いたします。

それでは採決いたします。ただいま議題となっております、陳情第9号、脇本海岸海の家営業時間と営業内容の見直しに関する陳情について採択、趣旨採択、一部採択のうち、趣旨採択とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

異議なしと認めます。よって本陳情は、趣旨採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

ただいま議決されました案件に関する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

濱崎國治委員

ただし、先ほど来、例えば白石委員からは、この海のマリンスポーツの営業については、これは中止を求めることでいいんじゃないかという話もありましたので、その辺はですね、ぜひ委員長報告の中にこういう意見もあったということの趣旨採択というのもですね、含めていただきたいと思うんですが。

仮屋園一徳委員長

わかりました。それでは、御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、広報広聴委員会委員長から本委員会あて阿久根市議会だより原稿の提出依頼がありました。委員の皆さんから記載内容等について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、原稿の記載及び提出については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、阿久根市議会だより産業厚生委員会報告の原稿記載及び提出につきましては委員長に一任されました。

○所管事務調査

仮屋園一徳委員長

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。先日、宮崎県延岡市と都農町に所管事務調査を行いました。この件について委員の皆さんから意見等を伺いたいと思います。

まず、延岡市で行いました「道の駅北川はゆま」の調査について、委員の皆さんから意見等を伺います。

牟田学委員

延岡を見てきたですね、こちらのほうとマッチするところもあるんじゃないかということですね、もう一回商工会議所の会頭なり呼んでですね、意見を交換したらどうかなと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

濱崎國治委員

私もですね、今の意見には賛成、と言いますのは、国道１０号とですね、自動車道の間に挟まれてですね、立地的にも非常にいいなという気がしました。ただ、商工会議所の当初の請願の内容からすればですね、福岡県の宗像をですね、非常にアピールしていらっしゃるようですので、あれは私からすればちょっと別格な道の駅のような気がいたしますので、それからしたらもっと現実的なですね、そういうのの意見交換会もできればですね、というふうに考えます。

白石純一委員

視察を行った際にですね、もちろん無料道路から我々もアクセスしたわけですけども、その無料道路の中に道の駅という看板が数カ所出ておりました。やはりそれを見てドライバーは、次そこで休憩しようかということになると思います。また、最後の出口のところにある、最後の自動車道内の看板には出口から０．５キロという看板がございました。実際はほとんど出たところではありますけれども、例えば阿久根に当てはめた場合、自動車道の中で私は現在、大川インターが予定されている場所から既存の道の駅阿久根ですね、こちらまで車のメーターで測ったら０．７、８キロでございました。したがって、出口から仮に０．７、８キロというような看板が自動車道になされた場合、ドライバーはそこを目がけて私は行くということも十分考えられますので、既存の道の駅の拡充ということも一つの方法、現実的な方法ではないかなということを感じました。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

中面幸人委員

全体的にというか、今度、阿久根でどっかつくりたいという、そのことを踏まえて言っていていいかな。

仮屋園一徳委員長

所管事務調査で宮崎の延岡に行ったところと関連づけた意見であればよろしいです。

中面幸人委員

そういうところを見てきましたけれどもですね、やはり交通のアクセス、道路が交わる場所、例えば今、阿久根では景色がいいところとか、そういうふうな会議所等の考えもありますけれども、自分たちが見たところは、わざわざ景色がいいところとかじゃなくて、案外いろんな道路が交わっているところがにぎわいをみせていたように思いますのでですね、その辺あたりを十分やっぱり、場所的にもし決める場合は、本当、そういう設置する場所については十分に検討していかないと、人が降りてこない、停まらなければ絶対はやりませんのでですね、大失敗となりますので、そこは十分に、執行部側も四つほど検討を、この間の一般質問等で話もありましたので、十分にですね、検討を願ってですね、場所的には決定はしてほしいと思います。

牟田学委員

商工会議所の意見交換についてですね、会頭、副会頭、三役じゃなくてですね、いろんな業種の方がいらっしゃるわけですから、会議所の中にも。ぜひですね、会議所の議員と組合員、そこら全員とですね、できれば意見交換をしたいなと思います。

濱崎國治委員

牟田委員の話、それから中面委員の話ですけれども、私のこの前の一般質問で4カ所ほど可能性調査、デメリット、メリットを含め可能性調査をしているということがあって、それが3月には実は報告はされるということで、それを待ってからでもどうなのかなという気がずっとですけど。4カ所、折口、それから新港付近、それから大川、それから道の駅付近、そういう4カ所があったですので、そのメリット、デメリットの調査報告も出るということでですね、

〔「3月に」と発言する者あり〕

いわゆる3月までが委託期間ですから、

〔「市の調査」と発言する者あり〕

市が委託している、それも待って、私は会議所とのですね、意見交換もまた必要だと思うんですよ。それを待ってからでもどうなのかなという気がしますけど、どうなんですかね。

仮屋園一徳委員長

今ですね、宮崎の延岡、所管事務調査に行った宮崎の、

〔「休憩じゃないよね」と発言する者あり〕

休憩じゃありません。

牟田学委員

今、濱崎委員が言われたのもいいんですけども、反対にですよ、前もって会議所と意見交換しとって、今言われたのは阿久根市が調査をしている分なんですね。だから、それを待ってからでもいいとは思いますが、できればこちらの意見もある程度まとめとって、阿久根市との結果が出ればですね、それにどこが反映できるかというののもわかるんじゃないかなと思いますけれども。

仮屋園一徳委員長

今、意見をまとめるんじゃないくて、今、行ってきたのも含めた意見ですので、そのつもりで。

山田勝委員

今回の、皆さん方が所管事務調査に行かれたことに対する意見交換ですよ。

仮屋園一徳委員長

そうです。

ほかにありませんか。

野畑直委員

私もですね、この道の駅北川については、今、阿久根では大川がいいんじゃないかというように話をされておりますけれども、立地場所というところを考えると、やっぱり交通のアクセスがいいところがいいのかなというふうに感じたところです。場所的にですね、確かに眺めがいいところはないと思うんですけども、3号線だけということよりも、頭の中には阿久根でいえば折多地区の道路が集中している、交差してくるところをほうがいいのかなというふうには思っております。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

〔「委員長、関連でいいですか」と発言する者あり〕

どうぞ。

山田勝委員

直接ね、私は行ってないから言えない立場なんですけどね、先ほど白石議員が言われた話とかですね、今、実はそこの大丸町の何か生命ビルにですね、下園薩男商店が店舗をつくろうとしてますね。だから、そういうようなことを考えたときには、私は、例えば自動車道路については、例えば阿久根市内に4カ所もインターチェンジがあるということを考えて私は下園薩男商店はつくったのではないかなという気がするんですよ。それから降りて次のインターチェンジに乗るというですね、だから私はこの件については根本的にやっぱり考え直す必要があるんじゃないかなという気がしますけどね。向こうに行っていないからもう言うことはないんですけど、ただ下園薩男商店がそこに店舗をつくるということも一つの頭の中に入れておかないかんのじゃないかなと思っているだけです。

濱崎國治委員

この前のいわゆる北川の道の駅を見てですね、先ほど野畑委員も言いましたけれども、あそこは決して眺望はよくないですよ。ただ交通アクセスが10号線、それから自動車道、特に自動車道が全面開通した後は3倍、来客数が3倍になったという話がありまして、やはりアクセスが非常に重要なんだなというのを思いました。ただ、都農のほうは自動車道が通って、そこにあまり影響してないんでしょうけれども、あまり変わらない来客数だということで、その辺もちょっと、えらい頑張っている道の駅だなというのも思いました。それからすれば、アクセス、会議所の請願には眺望のいい牛ノ浜、大川付近というのもありますけれども、それも踏まえてですね、やっぱりアクセスが一番大事だなと、最も大事なのももちろん道の駅の商品をどういうのをとりそろえて、そういうのを阿久根産としてアピールしていくかが一番の課題だというふうに思いますけれども、それからしますと、そういうのを総合的に民間業者がどういうふうな調査結果をですね、するかというのも一つの課題だなと思いますので、ぜひそれも見て委員会の調査結果もそれぞれ委員が感じたことも踏まえてですね、ぜひ会議所との意見交換も進められたらなというのは思い

ました。

中面幸人委員

どういう形ですね、例えばそのエリアの土地の収用をですね、土地買収とか、相当大的なやっぱり資本が要るのでですね、予算が要るので、失敗は許されないというふうに私は思うんですね。そうしたときにですよ、さあ、つくろう、つくろうと言っても今度はほんなかその運営なんかはどうしていくのかとかですね、そういうのを考えなくていいのかなと私は思うんですよ。つくる、つくると言っても、ほんな誰がやるのとなったときにですね、その辺ほんと失敗、今、阿久根は大きな、もちろん人口交流をふやすという大きな目標を持ってまちづくりに取り組んでるわけなんですけども、またさらに大きい予算がいるわけですのでですね、私的にはやっぱりどんな形で運営していくのかと、その辺なんかも考えながらやっぱり進めていかないと、私は大変かなというふうに私は思うんですけど、ただつくる、つくらの、どこにつくる、それだけ急いでいいのかなと、一緒にやっぱり運営なんかにについても話し合いが必要じゃないかなと私は思うんですが、皆さんはどういうふうに、ほんと大事だと思います。

牟田学委員

今、委員から言われたのはなんですけれども、私たちは商工会議所から出てきた請願に対して今、調査をしております。だからもちろん運営形態についても、するとしたら考えていかないといけないんですけど、今は商工会議所から出た請願に対して私たちが調査したことを踏まえて商工会議所と意見を交換せないかんというところでありまして、まず阿久根市独自の調査が進んでからでも、もしくはその近いうちに商工会議所と語るのをするのかというのを諮らないかんじゃないのかなと思いますけど。

〔「委員長、休憩してください」と呼ぶ者あり〕

仮屋園一徳委員長

ここで休憩に入ります。

(休憩 13:45～13:49)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、都農町で行いました「農業振興策」の調査について、委員の皆さんから意見等がありましたらお願いします。

中面幸人委員

その件で調査したわけなんですけど、あその場合は一組織体がですね、あったようで、阿久根より人口も1万くらい少ないところで、農業戸数もどっか4、50ぐらいという形でですね、私、ちょっと一般質問で言いましたけれども、やはりあその場合はやっぱりいろんな、もし集落営農とか受託組合なんかをつくる場合はある程度の農産物を決めてですね、そういうエリアをつくってやろうという取り組みですので、私も十分阿久根も見習わなければならないなというふうに感じましたのでですね、ぜひ、あその場合は例をとればですよ、例えば黄金の、ゴールドキウイを取り込もうとかしておりましたよね。そういうふうにやっぱりなんか自分のところに合うようなですね、そういうのを決めてそういう集落営農の組織づくりをしていく、あるいはそれに伴った基盤整備、あるいはかんがい排水をしていくというのが大事じゃないかな。ただ、今、土地があるから集積して、ほとんど既存の農産物をつくろうというような形で阿久根は進めているような気がするので、

そういうのも、農産物の選定とかいうのも考えた中でそういう集落営農とか受託組合なんかもつくっていくのが必要かなと。そしてまたですね、例えば仮に水田の稲作を考えればですね、WCSって資料米のあれになりますけども、これもやはり阿久根の場合は畜産農家がやっぱり減ったりしていく中でですね、決して阿久根だけではちょっともう無理かなと思いますので、これは当然農協も含めてですね、全体的にやっぱり考えていかないとかあいうWCSなんかも取り組めないかなと思いますので、十分その辺あたりはまた研究する必要があると私は感じました。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

都農町についてはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

次に、海を活用した観光行政について、北さつま漁協と意見交換を行いました、この件について委員の意見等を伺います。

確認のため休憩に入ります。

(休憩 13:54～14:10)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

委員から何かありませんか。

濱崎國治委員

意見交換の中で、阿久根大島周辺のいわゆるスキューバダイビング等について意見交換会をしたんですが、漁協の人たちの理解がほんとに得られなかったというのはちょっと残念だなという気がいたしました。私たちの考えというのは、漁協も水揚げも少なくなって非常に漁業自体が厳しい状況であるので、観光面から何とか、例えば雇用とか、あるいはそのほかに漁業振興に、そういう事業にならないかなという思いもあってしたんですけれども、なかなかそのほうがですね、ちょっと御理解いただけなかったなという思いがしています。以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかにこの件ではありませんか。

中面幸人委員

私もですね、あの後、漁業関係者の方ともちょっと話す機会があったもので、いろいろ話を聞いてみればですね、確かに今、北さつま漁協つって、阿久根でも3組合がまとまったり、出水、長島を含めて組合になっているわけなんです、やはり例えばですね、なんせ水揚げがないといかんわけだから、水揚げがないと。その水揚げをするための努力、またあるいは揚がらない場合はどうするのか、例えばスキューバダイビングなり、例えば釣り堀とかですね、そういうのもあるというので積極的にですね、やっぱり漁業組合自体が取り組まないことにはですね、いくら自分たちが言っても始まらないというふうに思うんですよ。この辺あたりをしっかりとやっぱり組合もですね、私は考えてほしいと思います。ただ待ってたって始まりませんよ。何らかの、例えば仮にちっちゃいかもしれないけど、釣り堀でもすればですよ、釣った魚は売れなかった場合はまた生かすこともできるじゃないですか。そうすることによってリピーターがふえるわけですから、私はほんと真剣に考えるべきだと思います。

山田勝委員

私は思いました、そいどこいじゃなか。銭を見つけないかなよ、あそこは。だからそういう気も回らないんですよ、北さつま漁協はですね。だから、それを北さつま漁協に期待するつうのはもうなかなか難しいと思う。以上です。

白石純一委員

確かにスキューバダイビング等はなかなか理解を得られなかった。ただし、漁の例えば見学のツアーなんかはできるんじゃないかというお話もいただきました。観光の観点から少しでも協力いただけるように、あるいは幹部の方々じゃなくて若い方々の意見も聞いてみたいと思いますし、また月夜の時なんかは漁のない日にそういう協力をしていただけることもできるんじゃないかということで、粘り強く北さつま漁協にはこれからも何か観光の振興に御協力いただけないだろうかということは、粘り強くやっぱり説得していくべきではないかと思います。

野畑直委員

今ですね、漁協長も来てもらって話をしたんですが、何かスキューバダイビングをするのは絶対反対というような考えだと思いました。漁協の中には、海は漁協のものだというような考えがあるのかなと、阿久根の観光を目的として、何も漁協だけが発展することじゃなくて、やっぱり観光面も考えればですね、ちょっと考え方が旧態依然というか、何かそういうのをネットで配信すれば大変なことになるとか言われますけれども、それは乱獲とかなんというんですか、漁協が海を支配しているのではなくて、阿久根市のものであって、私は市民全体のことを考えれば漁協の意見だけが通っていくのはおかしいというような、何というか漁協長の考えがあるのかなというふうに感じました。

仮屋園一徳委員長

今、それぞれ意見を伺いました。会の中でですね、今後、漁協の集会等がある場合には提案してみたいということでしたので、その経過等については3月の報告に前にですね、確認をしていきたいと思います。

以上でこの件については終わっていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、それでは次に、今後の所管事務調査の進め方について確認したいと思います。委員会では、1月に南九州西回り自動車道サービスエリア等建設に関する調査に関連して、商工会議所と意見交換会を行うことを決定しておりますが、その後、全ての調査事項についてまとめを行い、来年3月の第1回定例会で報告したいと思います。これに御異議ありませんか。

（発言する者あり）

休憩に入ります。

（休憩 14：13～14：16）

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。

9月28日の委員会で決定しておりました所管課に出席を求めて調査を行う項目について調査を行いたいと思います。

まず初めに、地元企業の育成と商店街の活性化について、調査のため所管課の出席をお願いします。

(商工観光課入室)

(発言する者あり)

仮屋園一徳委員長

休憩に入ります。

(休憩 14:18～14:19)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会を開きます。

それでは、所管課である商工観光課に出席していただきました。

今回は、所管事務調査の地元企業の育成と商店街の活性化に関連して、道の駅阿久根の整備拡充について、所管課の意見を伺いたいと思います。

まず初めに、山田委員より調査内容について発言をお願いします。

山田勝委員

道の駅阿久根についてですね、整備拡充をしてほしいということで、ぜひお尋ねをしておきたいし、そのようなことでお尋ねいたしますけれども、私はいろんな計画があってもですね、できることから少しずつという気持ちでいつも取り組んでるんですけどね、道の駅阿久根を見てみますとね、行って見てみました。非常に傷みが激しいですね、傷みが激しい。ものすごく傷みが激しいし、それとよく聞くことにですね、売り場面積が狭いし、地元の品物が、産品がたくさん売られていない。いろいろ考えたときにですね、やはり道の駅をあそこで広げるということはなかなか難しいけれども、例えば食堂、下の1階の食堂を廃止してですね、食堂を必要であったら2階に上げる。食堂の部分を私は売り場にしたらですね、品物を並べたりいろいろ計画したり、もっともつとね、充実したものになるという気がします。それからもう一つはですね、すぐ前の国道、道の駅のすぐ前の国道をですね、あそこがあるからなかなか前の拡充ができないわけで、あそこの通行を制限、止めてですよ、道の駅のすぐ前の道路を通行を止めて、そしてあその前に並べるものがたくさんできるとしたら、もっとあそこが充実してくると思うんですが、聞くところによりますと何年か前ですね、あそこの道路をば、あそこの通行を止めてですね、そのためには北と南の駐車場を、駐車場専用にするためには出口のない駐車場が南のほうですね、あそこには出口をつくるとか、あるいはまた前のほうの駐車場のですね、あの付近を整備できるところは整備して、国道の向こう側の駐車場をですね、広げるとかすればもっとあれがですね、整備拡充できるのではないかなという気がするんですが、今、道の駅をなんとかしようという、改築しようという計画はあるやに聞くんですが、その付近はどのようなのか、またどういうふうな考えなのかをお尋ねをしたいと思います。

堂之下商工観光課長

山田委員にお答えをいたします。改築するかどうかということにつきましては、今現在物産館等の整備可能性調査ということを行っておりまして、その中の一つに道の駅も入っておりますので、その結果を待ちたいというふうに思っております。それと、やはりおっしゃるように傷みが激しいということ、平成8年に開館しておりますので、もう20年経ちました。やはりあちこち傷みがきておりますし、また塩害がひどいということもありまして、かなり修理にお金がかかるころではございます。そしてまた、売り場面積が狭いという、もちろんそこもありまして、売り場面積が狭いことが今一番の課題かなというふうに思っております。やはりいろんな御意見、食堂を2階にするとかいう御意見、ほかの

方々からもいただいておりますし、そういうところも含めて今後考えて行く必要があるかなと思っております。やはり売り場が狭いということが今一番の課題だというふうには考えております。それとあと、本線の前の国道敷地につきましては、通行止めにしたというふうにも思っております。今現在トイレの改修をしておりますが、それとあわせて南側駐車場の出入り口の改修もできないかということで、最初できそうな話だったんですけども、ちょっと今回そこは見送られたところのようでございますので、もう一度そのところは国道事務所のほうにお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

山田勝委員

私の考えてる、私の提案したいということがですね、ほとんど答弁いただいたんですけども、特にですね、国道敷地を閉めることによってですね、売り場面積が拡充することには目に見えて明らかだと思うんですが、現実には国道敷地にもう一本出口をつくるというのは可能なんですか、宮本補佐。

宮本課長補佐

あそこに右折レーンがございますので、横断歩道があるところですね、あそこの右折レーンが近いところですので、出入り口を設けるためには24条申請ですね、あと警察の協議が必要となります。右折レーンに近いところで間口をあけるというのはですね、非常に厳しいと思います。通常の街中の交差点でも、やはり間口をあけるのに4メートルとか8メートルとかございますので、ただし一方で、道の駅というのは防災機能の拠点ともなっております。そういうところからですね、特例措置で国の方々と協議して、なんとかできないかというのはお願いしていくべきではないかと思います。特に出入り口が多くないと、どっちかが塞がってしまったときに防災機能として、南側は特にあの道の駅は防災機能拠点になっております、情報を発信するですね。そういう観点からあけてくださいとか、通常の物産館があるので間口をあけてくださいというとなかなか厳しいかなと思いますので、複合的に協議をしていかないといけないかなと思います。

山田勝委員

そういうことですね、どちらにしても希望があるということですよ。出入り口についてもできないことはないな、そして整備拡充についても、駐車場についてもですね、前のほうの駐車場をもうちょっとよく検討したら、できないことは私はないと思いますよ。ですから、ぜひこれならですね、そんなに5年、10年じゃなくて、つくり出したら、手を出したら2、3年でできる仕事ですので、ぜひ取り組んでほしいと、よろしくお願いします。

仮屋園一徳委員長

関連してほかに、委員から。

中面幸人委員

この間ですね、現地調査して感じたことですが、売れ筋ですね、何がよく売れますかと聞いたら、やっぱり鮮魚、魚が売れると。月で150万くらい売れるというような話もお聞きしましたので、お客さんが、よそからのお客さんがやはり阿久根のイメージ的には、阿久根はやっぱり漁業の、魚のまちというイメージで、多分阿久根を通過されるので、それで寄っていただけると思うんですよ。だから、私的には例えば今後整備を拡充したり、今後の道の駅構想なんかも考えたときにですね、やはり魚をですね、魚をテーマにした、例えば生けすとかですね、ああいうのを大々的にやって、もう少し魚のまち阿久根というのをアピールすれば相当お客さんが寄るんじゃないかなというふうに感じましたので、今後はその辺のところもしっかりとですね、売り場も魚が、鮮魚コーナーがありますけど少

ないような気もするし、でもお客さんは魚を目当てに来られる。それにまた月150万と売れるわけですから、その辺を十分私は検討が必要かなと思いました。

白石純一委員

私も施設拡充は大切だと思っておりますが、トイレと、あと情報なんていうんですかね、真ん中にある情報のための建物、これが国のものだということで、やはり国の施設と市の施設が隣りあわせてあると、なかなか一体的に活用するのが難しいというのが一つはネックなのかなと思います。できれば、市のほうで全ての施設を所有できるような形にすると、今ある三つの建物も一体化でき、かつ、例えばこの前、延岡の道の駅を拝見したんですが、地元産材を使った木造の建物でございました。地域色が出ると思いますし、またさび、塩害防止にもなるかと思います。そうしたことも検討できるのではないかと思います、まず国の施設を市に譲り受けるということではできないんでしょうか。

宮本課長補佐

道の駅の登録事務に昔、関わっておりました。土木部の道路維持課が窓口でございます。もちろん登録は道の駅は国の国土交通省の登録案件でありますので、道の駅協議会ということで九州の整備局のほうに案件として挙げます。その中で、喜入とか阿久根、これは最初の頃、道の駅を国交省、直轄、国道をですね、国が管理する道路でつくられたというところがございます。その後、たくさん、どんどんできてきてまして、民間の、指宿のほうは民間の活力を入れたりとか市町村で整備をした建物もあります。その中で、駐車場なんかですね、地元が準備したものもございます。白石議員のお話のあったところでは、あそこは国が物産館以外は整備をしておりますので、ちょっとそこは国との協議になってくると思いますけど、どちらが整備、管理していくかというのは明確に決まっているものではなくて、自治体がしても、地元自治体がしてもいいものもございます。ただし、情報発信をするための防災拠点とか、24時間トイレをあけないといけないというのは、それは道の駅の機能として必要ですので、それをどのようにしていくかというのは協議をしていかないといけないと思います。国が整備をしておりますので、そこはちょっとまた協議次第でまた、なんとかなるかどうかなというのはちょっと、またわからないところではございます。

濱崎國治委員

今の白石委員の話にはちょっと矛盾を感じるんですが、あえて情報発信基地とか、あるいはトイレについては国の所有のほうが、国が整備をしてくれるということになりますので、市町村が整備、阿久根市が整備しなくていいですので、その点はですね、国のほうで、阿久根の場合は物産館の、物産館だけが阿久根市が所有して、しかもその物産館の面積だけを所有してますので、その点からすればですね、あえて国交省のほうに投資していますから、今後も投資された分については国交省のほうにずっとしてほしいなという意見を持っていますが、そこで、おっしゃるとおり、先ほど山田委員のほうからもありましたとおり、阿久根の場合は特に、あそこは道路敷地だったということもあって、物産館を広くとってなくて、平成10年ごろですか、失礼しました、とにかく過去、ちょっと食堂部分をどうかしないと物産を展示する、販売する面積が少ないということもあって、隣に、2階に上げて、上のほうに食堂部分を移転したらどうかとかいろんな発想があったんですけども、資金の問題と、当時宝くじ資金があったものですから、それでどうかという検討もされたんですけども、うやむやになってしまったところがあります。そういうことで、確かにあそこをもっと阿久根の特産品をアピールするためにはですね、やっぱり物産のスペースというのを広げて、今のレストラン部分、あるいは厨房部分をとればですね、かな

りの阿久根の商材を展示販売するスペースになるというふうに思います。収支からしましても、レストランから上げる収支というのは、単独で収支すればどうかなというですね、委託販売である商品、いわゆる物産のほうの特産品のほうの委託販売のほうで稼いでいるという状況があると思います。そこで、先ほど鮮魚が売り上げのトップだという話がありましたが、開きとか加工品をしのいで鮮魚がトップということですか、1位という、売り上げは。というのは、面積からしても鮮魚のスペースは少ないんですね。開きとか加工品のほうが、水産加工品のほうがスペース的には広いもんですから、冷蔵、冷凍ですね、やっぱりどうなのかなという気がするんですけども、そこについてはちょっと道の駅のほうとあれしてほしい、まあ前もたしか鮮魚が1位という話がありましたけど、スペースからしたらかなり開きとかですね、加工品のほうが多いんだがなという思いがしてるんですけど。それはともかくとして、ぜひですね、物産のスペースを広げるというのはですね、あそこの公社の経営にも影響しますので、ぜひそれはですね、広げてほしいなと思います。ただ、今さっき課長がおっしゃったとおり、4カ所について可能性調査とか、あるいはメリット、デメリットを調査しているということもありますので、やっぱりその意見というの聞きながら、やっぱり対応するべきじゃないかなという気もいたします。

堂之下商工観光課長

鮮魚の売り上げにつきまして、ちょっと手元に資料を持ってきておりませんので、今幾らぐらいかということは、今わかりかねますけれども、ここ1、2年、鮮魚の売り上げは伸びていることは確かでございます。また業者が変わったということもありまして、かなり伸びてきております。そしてまたレストラン部分につきましても、西回り自動車道が水引まで開通したことから、今すごくふえております。あそこに板前さんというか調理師の免許を持った方が今入られて、刺身とかお寿司とかができるようになったということで、そういったレストランの客もふえてきて、売り上げが順調なところでございます。やはりいろんなところの道の駅を見ましても、やはり鮮魚とか新鮮な野菜というのが道の駅のお客様が求めるものはそこかなと思っておりますので、そういった商品の充実というのを図るべきかというふうに思っているところでございます。

濱崎國治委員

ただ、鮮魚の場合は水産、仲買業者が入れてるんですよ。ほかの道の駅を見ればですね、やっぱり漁協なりがもって、直販というので非常に活気を見せているし、野菜とかそういうのについても地域の人たちが自分で値段を設定してですね、ここで、これだけで売ってくださいというですね、いわゆる委託販売でかなり活気を呈しているなというのはいいんじゃないかなというふうに思います。特に農林水産物について、卸売業者、仲買業者が入ってくるというのについては、なかなかそれ以上伸びてこないところもあるのかなという気はいたします。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。ほかに道の駅に関して意見はありませんか。

なければ以上で所管課への調査を終了いたします。所管課は退席していただいて結構です。ありがとうございました

(商工観光課退室)

次に道路・河川等の危険箇所の整備について、調査のため所管課の出席をお願いします。

(都市建設課入室)

それでは、所管課である都市建設課に出席いただきました。今回は、所管事務調査の道路・河川等の危険箇所の整備に関連して、市道の管理について、所管課の意見を伺いたい

と思います。まず初めに、牟田委員より調査内容について発言をお願いします。

牟田学委員

私は、集落があって、集落と集落の間の伐採についてであるんですけども、この間、折口の青木釣具の後ろの川ですね、太郎九郎川ですけ、じゃないよな、に水路があるんです、国道からずっときた、あの出口と、その途中がバイパスとの途中、あそこがですね、もう詰まってですね、今度、水害、田んぼのほうがですね、であったんです。いろいろ地区の方に聞いてみますと、結局、上は筒田が刈りますよ、土地改良区の関係もあるんですけども、ちょうど土地改良区がないところなんですよ、あそこは。結局誰も刈らずじまいで、それが茂ってあの出口を塞いで、要はオーバーフローしているわけなんですよ。そういった感じで脇本にもあったんですけど、そういう集落と集落の間。どちらも刈らない。牟田にしても刈るじゃないですか、市道を。そういった感じでそこあたりが今からふえてくるんじゃないのかなと、ましてや歳をとって刈れないという地区がいっぱいありますよ。そこあたりを行政のほうでどのように考えているのかなということです。

富吉都市建設課長

今の牟田委員のお話なんですが、一応ですね、作業班のほうでそういう部分についてはですね、伐開を、道路については伐開のほうをですね、作業をやっているところであります。集落内についてはですね、できるだけ集落に作業をしていただけませんかということでお願いをしまして、謝金、少ないですけど謝金等もお支払をしている状況であります。そのほかについてはですね、どうしても作業はできないとか、もう歳をとってどうしてもというようなどころについてはですね、うちの作業班のほうが出かけて行って、そこら付近をですね、伐採をやっている状況に、現在のところはあります。以上です。

牟田学委員

課長、何年か前にですよ、県の補助で緊急雇用対策でしたじゃないですか、13万平米刈るとかですね。私はな、今からそれが必要だと思うんですよ。というのが、大川、尻無地区もだし、鶴川内もあるし、もう刈れない状態、年老いてですよ。そうじゃなくて、もう市ですよ、もちろん今、維持修繕で伐開は出してあるじゃないですか。それをこの間の緊急雇用対策、県の補助があったんですけども、ああいうのをもう組んでですよ、ああいうのを組んで市内一円、要望が来たところから刈らす。そういう、いえあの阿久根型なんですよ、緊急雇用対策の。結局県から補助が出たんですけども、そういうのをこの2、3班つくってですよ、単独にしても、事業ですよ。じゃあ仮に今、伐開をするじゃないですか、入札で。でも全ては刈れないと思うんですよ。特にその地区と地区の間、そこあたりをですね、もう予算を一元化して、市内全域を刈らすとかですね、そういうのは考えられませんか。

富吉都市建設課長

あの非常に参考になる意見だというふうには思っておるところです。ただ、今、先ほど言われた4、5年前にありました緊急雇用的なもので、国の補助事業ということでありましたので、たまたまその時に手を挙げて、それに採用されたという部分で、それが引き続きあるのかなと思ったんですけど、これについては2年ぐらいで終わったのかなというふうに思っているところです。その後におきましては、業者さんへの伐開委託なんですけど、市道370キロありますけど、それで委託に出せる路線というのほとんど距離的には7万キロぐらいということになりますので、ほんのわずかということになります。それで、今一番重点的に行っているのは出水阿久根線ということで、広域農道のオレンジロードについては年2回しないと交通量も多くということですので、途中、途中、通学路的な部分

もありますので、そういうところは年に2回やってるんですが、ほかのところについては、もう1回ということでもあります。そういう中でできない場所については、作業班のほうで一応一生懸命やっているところであるんですけど、すいません6.7キロということでもあります。申しわけありません、6.7キロです。そういうことでもありますので、作業班のほうの部分におきましては、27年度の実績からいけば、伐開の距離からしますと、27キロほどは作業をやっているところ、年間ですけど、27キロ程度は作業をやっているというようなところでもあります。あとは地元の方々にお願いしてやっていますので、ただ、伐開委託につきましてはですね、業者さんへの伐開委託につきましては、どうしても単価的に前は安いということでありましたので、それについては公的な、公共の部分の経費的なものも見たんですけど、ますますこう経費がかかるような状況で、ことしから経費の部分についてはちょっとお話をさせていただいて、3割ぐらいの部分でお願いしているところですけど、非常に延長的には今の委託の部分では満足できるようなことはやれてないというのが実情であります。

牟田学委員

実際、伐開の箇所を見てもですね、毎年、今課長が言われたように、阿久根出水線とか、大概決まっているじゃないですか、全域、入札でする分は。この間、議員と語る会で尾崎地区で出たのがですね、阿久根中央線だっけ、落のあの線、あそこで枝が出ていると、そういうのも来るわけですね。もう根本的に考えを変えて、市内の伐開の予算というのを別に取ってですよ、できないかなと。緊急雇用の時は確か13万平米ぐらい刈ったじゃないですか。

[富吉都市建設課長「はい」と呼ぶ]

だから、そういうふうに今から先、絶対ある、地区と地区の間ちゅうかな、あちこちあるじゃないですか。そこあたりが今から問題になってくるんじゃないかな。うちの集落にしてもまだ集落で刈りますよ。刈りますけど今から先が難しくなってくるんじゃないかなと。そうした時に集落だけでも刈れないというところが結構あると思うんですよ。だからそこあたりをちょっと予算というかな、そこあたりをもうちょっと考える時期に入っているんじゃないかなと思います。

仮屋園一徳委員長

伐開についての予算について課長どうぞ。

富吉都市建設課長

非常に今そういうことですね、私たちもどのように対応していくべきなのかということと考えてはいるところですけど、ここでこうだということはちょっと申し上げられないんですけど、いろいろと対策をとっていきべきだということで、集落でもう払えないからというような部分と、河川にすれば、なおさらですね、業者さんも、もうちょっとという部分もありますので、そこら付近もですね、加味しながら、今言われるように、今ちょうど言われた太郎九郎川と、筒田川の部分については、国道389から上流側はちゃんと管理してもらっているのかなと、ただその下流域からの部分が、ちょうど折口川に入る部分がというのは筒田のほうからもちょうとおしかりを受けながらという部分もありますので、そういう分については、伐開委託という部分の中でお願い、今発注をかけている状況ですけど、なかなか思うようになってないのが実情ではあります。

[牟田学委員「ぜひお願いします」と呼ぶ]

仮屋園一徳委員長

ほかに。

中面幸人委員

私も前々回ですね、一般質問でも話をしたんですけどもですね、いわば集落の環境美化について、自分の地区を言いますけれども、内田地区については市道が6路線あるんですよ、それに加え、県の河川が1.5キロ、これを今まで集落でやってるんですよ、先ほど牟田委員が言われるように、もう高齢化になってですね、いろいろ問題が出てくるわけです。私が提案したのはですね、一般質問で提案したのは、多分、よくわからなかったと思うので、きょうせっかく、こうしてつき合わせて話ができますので、私はですね、例えばそういうふうに市長は作業班であるとか、作業班をふやすとか、業者に委託する、業者の仕事がなくなるという話をされましたけれどもですね、現に今、私の集落では6路線を年に2回しているわけですよ。だからこれについて、例えば平米数的にはわかりますね、大体、だから私はこれを業者に出すですね、委託料の単価でなくてもいいんですよ。今のところ、本当7万ぐらいかな、その6路線を年に2回したなら、7万ぐらいもらっているんですけども、もうこれなかなか難しくてですね、私が言うのは、例えば、業者に委託する単価の半額でもいいから、これをもう年に内田集落にこの伐開として、幾らってこう委託みたいな形で払うんですね。そうすれば集落はですね、必要に応じて盆の前とか、例えば就学時期前とか、そういう時期、時期にあわせてですね、例えば普通の、今はですね、日曜日にするしかないんですよ、日曜日に。そうすればやっぱり若い人たちは日曜日やっぱり用事があったりして、文句が出たりする。例えば集落にもうある程度こうやって委託して、年間に委託すればですね、今度は若い人たちなんかはできる時期にですね、声をかけて、例えば2週間以内とか、1カ月以内にその地域をずっと伐開するとかいうのが、うまくできると思うんですよ。もうその集落のあれにあわせて、1年間管理させればですね。だから私もある路線については、なかなか作業班の人たちをお願いを、区長さんを通じてお願いをしたんですけども、なかなかあれをしてくれなかったというのもことはありました。そういう意味でも市長は業者の仕事がなくなるとか、そう言われましたけれども、私は例えば集落で、集落的にはですね、例えばもう若い人がいなくて、もうできない地区もありますんで、そういうところは当然、作業班なり、業者に委託する、危険な場所なんかも作業班とか業者に委託するほうがあって、できる、若い人がおって、できるところはそういうふうに業者の単価でなくてもいいから、もう謝金ではもうちょっと安いから、例えばですね、業者の半額でもあれば、例えば半日出れば4千円ぐらいとかですね、そうもう刈払機を持ってきて、日当を4千円ぐらいやるという方法もあるんですよ。私たちなんか今、農地水のほうでですね、それをしてるんですけども、そうすれば出てくるわけですよ。ぜひ課長、そういうのも含めてですね、今、課長も考えていらっしゃるということでしたので、集落的にはそういうところもできるところもありますので、そうすればもう随時集落が必要な時期に伐開をするわけですから、ぜひそういう案も一つ考えてみてください。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか、ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ以上で所管課への調査を終了いたします。所管課は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

富吉都市建設課長

すいません、先ほどの答弁の中でですね、延長を40キロということで17路線ということで。業者に委託している部分です。すいません修正します。

〔「はいわかりました」と呼ぶ者あり〕

(都市建設課退室)

仮屋園一徳委員長

それでは、今後の調査についてお諮りいたします。1月に商工会議所との意見交換会を行うことが既に決定しておりますが、開催日を1月25日、水曜日の午前10時から行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

牟田学委員

商工会議所とですよ。それは全然構わんとですけど、さっき私が意見を言ったんですけど、結局いろんな業種の方がおられて、どういうふうにするんですか。ここにまた3役を呼んで、検討をするんですか。

仮屋園一徳委員長

ここで休憩に入ります。

(休憩 14:55～15:06)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

1月に商工会議所との意見交換会を行うことにつきまして、開催日を1月25日の午前10時から行いたいと思います。これについて異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決しました。

次にその他ですが、委員会では1月に南九州西回り自動車道サービスエリア等建設に関する調査に関連して、商工会議所との意見交換を行うことを決定しておりますが、その後全ての調査事項についてまとめを行い、来年3月の第1回定例会で報告したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、その他ですが、委員の皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ以上で産業厚生委員会を閉会いたします。

(閉会 15時08分)

産業厚生委員会委員長 仮屋園 一徳